

令和6年第1回睦沢町議会定例会会議録

令和6年3月1日（金）午前9時開会

出席議員（12名）

1番	田中リエ	2番	三橋優一
3番	松島和子	4番	島貫孝
5番	小川清隆	6番	久我眞澄
7番	伊原邦雄	8番	田邊明佳
9番	中村勇	10番	市原重光
11番	米倉英希	12番	麻生安夫

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	田中憲一	副町長	高橋正一
総務課長	白井住三子	企画財政課長	鈴木政信
税務住民課長	秋葉秀俊	福祉課長	石井威夫
健康保険課長	小高俊一	産業建設課長	大塚晃司
会計管理者	中村優	総務課主査兼庶務秘書班長	森川綾子
企画財政課主査兼財政班長	田中裕也	教育長	鵜澤智
教育課長	宮崎則彰	教育課主幹（指導主事）	藤田英和
睦沢町農業委員会事務局会長	大塚晃司	選挙管理委員会書記	白井住三子

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	秦悦子	書記	山本祥
------	-----	----	-----

議 事 日 程 (第 1 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 議案第 3 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定  
について
- 日程第 5 議案第 2 号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正す  
る条例の制定について
- 日程第 6 発議案第 1 号 睦沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について
- 日程第 7 議案第 9 号 令和 5 年度睦沢町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 8 議案第 10 号 令和 5 年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 9 議案第 11 号 令和 5 年度睦沢町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 10 議案第 12 号 令和 5 年度睦沢町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 11 議案第 13 号 令和 5 年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)  
(提案説明、質疑・討論・採決)
- 日程第 12 議案第 14 号 令和 6 年度睦沢町一般会計予算
- 日程第 13 議案第 15 号 令和 6 年度睦沢町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 14 議案第 16 号 令和 6 年度睦沢町介護保険特別会計予算
- 日程第 15 議案第 17 号 令和 6 年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 16 議案第 18 号 令和 6 年度睦沢町下水道事業会計予算  
(議案第 14 号から議案第 18 号まで一括議題、提案説明まで)
- 日程第 17 休会の件

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（麻生安夫君） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいまから令和6年第1回睦沢町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

### ◎諸般の報告

○議長（麻生安夫君） 日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告がありました。

次に、同じく地方自治法の規定による例月出納検査の結果について、令和5年10月分から12月分の報告がありました。いずれもお手元に配付の印刷物によりご了承願います。

---

### ◎議会関係の報告

○議長（麻生安夫君） 次に、議会関係の報告をいたします。

去る2月16日に、今期定例会に係る議会運営委員会が開催されました。

内容について田邊明佳委員長から報告があります。

田邊明佳委員長。

○議会運営委員長（田邊明佳君） 議会運営委員会からご報告いたします。

去る2月16日、議長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

案件は、令和6年第1回議会定例会の運営等についてであります。

今期定例会におきましては、6名の議員から一般質問の通告がされております。

議案等については、新年度予算、補正予算のほか、条例の一部改正、人事案件など議案21件、発議案1件であります。

今期定例会の運営について、お手元に配付の予定表によりご説明を申し上げます。

まず、本日の予定であります。日程第1といたしまして、会議録署名議員の指名を行います。

日程第2といたしまして、会期の決定を行います。この会期でございますが、協議の結果、本日から8日までの8日間といたしました。

日程第3では、一般質問を行います。

次に、日程第4から日程第11まで審議していただく案件ですが、日程第4及び日程第5の条例改正は関連がございますので、2議案を一括議題といたし、日程第6では発議案を、日程第7から日程第11では、令和5年度各会計の補正予算についての審議をお願いいたします。

そして、日程第12から日程第16では、令和6年度の一般会計予算外3特別会計及び下水道事業会計予算を一括議題として、提案理由説明までを予定いたしました。

本日の予定は以上であります。

2日、3日は休日のため休会といたします。

次に、4日の予定についてご説明いたします。

日程第1から日程第5といたしまして、令和6年度の各会計予算に関する総括質疑を行います。その後、議員全員による予算審査特別委員会を設置し、令和6年度の各会計予算に係る審査を委員会に付託することにいたします。

続いて、日程第6から日程第11までは一括議題とし、条例の一部改正など6件の提案理由説明までを予定いたしました。

以上が4日の予定であります。

5日から7日までの3日間は、予算審査特別委員会の開催のため休会といたします。

次に、最終日8日の予定について申し上げます。

日程第1から日程第5といたしまして、令和6年度の各会計予算の審査に係る委員長報告、討論、採決を行います。

その後、日程第6から日程第11までの議案第1号、議案第4号から議案第8号についての質疑、討論、採決を行います。

続いて、日程第12から日程第14までは、人事案件について同意を求めるものですが、質疑と討論を省略し、直ちに採決するようお願いいたします。

なお、採決の方法は、いずれも起立によりお願いいたします。

以上、今期定例会の日程につきまして申し上げます。

長期間となりますが、円滑な定例会が運営されますよう、議員各位並びに執行部の皆様方の格別のご理解とご協力をお願いいたしまして、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

以上で議会関係の報告を終わります。

## ◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（麻生安夫君）　ここで町長からのご挨拶と行政報告があります。

田中町長。

○町長（田中憲一君）　皆さん、おはようございます。

令和6年第1回陸沢町議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

3月の声を聞き、草木が芽吹く季節を迎えましたが、三寒四温により日々の寒暖の差が大きく、体調管理に苦慮される毎日が続いております。

議員各位におかれましては、日頃より町政の運営に格別のご理解を賜り、住民福祉の向上に向けてのご指導、ご協力に心から感謝を申し上げます。

今年度も残すところ1か月となり、振り返りますと、世界情勢では終わりの見えない戦争や、身近な経済状況では、物価高騰によるあらゆる商品やサービスの値上げなど家計を直撃し、心穏やかでない日々が続いております。また、災害救助法の適用を受けた台風13号に伴う大雨による災害、元日に発生しました能登半島地震においては、災害の恐ろしさとともに備えの大切さを改めて認識したところでございます。

一方、コロナ禍において続いていた閉塞感は、昨年5月に感染症法の位置づけが5類に変更となったことで、徐々にコロナ前の日常生活を取り戻し、本町にとっては、町制施行40周年記念の年にふさわしい幕開けとなりました。これまで、記念式典やふるさとまつりなど各種事業を実施して参りましたが、これもひとえに町民の皆様、また関係機関のご支援によるものと改めて感謝を申し上げます。

イベントといたしましては、今月16日に道の駅で予定されていますおでかけ健康フェスタ、また翌17日に、ゆうあい館で開催されますふれあいコンサートがございますので、参加を予定されている皆様には、十分楽しんでいただきたいと思います。

私は常々、この40周年の記念の年を、記念事業のみで終わらせるのではなく、この年が出発点だった、ここからスタートさせた、あるいは変わっていったという節目の年にしたいと思っていました。今後、予算を伴う伴わないにかかわらず、そういった新たな取組が町民の皆様に見える化するように、今年度末をしっかりと締めくくり、新しい年度に進んで参りたいと思いますので、議員各位におかれましてもご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本定例会では、令和6年度一般会計予算ほか特別会計予算、条例の一部改正、令和5年度一般会計及び特別会計の補正予算及び人事案件であります。慎重なるご審議の上、原案どおりご承認賜り賜りますようお願いを申し上げます。

次に、行政報告を行います。

初めに、総務課所管でございます。

1点目は、町業務所管課の変更についてでございます。

町では、住民サービスの向上と業務の効率化を目指し、令和6年度から一部業務の担当窓口を変更いたします。具体的には、これまで総務課で担当していました入札、契約及び広報等に係る事務は企画財政課所管に変わります。また、現在、指定管理に委託しております上之郷地先の総合運動公園の所管課は企画財政課から教育課へ変更となり、オープン間近のみどりの広場の管理に係る事務は産業建設課が所管となります。

今後、役場庁舎内の案内看板及び4月号広報等により町民の皆様へ周知を図って参りますので、よろしくお願いをいたします。

2点目でございますが、睦沢町LINE公式アカウントの運用についてでございます。

町政などに関する情報を広く速やかに発信することにより、町政に対する関心の向上とPR等の効果を高めるため、令和6年度からLINE公式アカウントの運用を開始いたします。今後、広報やホームページを活用し周知を図って参りますので、議員の皆様におかれましても、ぜひ登録をお願いするとともに話題にしていただけたらと思います。

3点目は、クールビズ・ウォームビズの通年化についてでございます。

環境省では令和3年度から、クールビズ・ウォームビズの全国一律実施期間の設定は行わず、省エネ、CO<sub>2</sub>削減として、各自の判断による快適で働きやすい服装を呼びかけています。このことを踏まえ、本町においても同様に、通年でクールビズ・ウォームビズに取り組み、職員は、時間や場所、場面に応じた適正な服装にて対応をいたします。本件につきましても令和6年度から開始いたしますので、今後周知を図って参りたいと思っております。

次に、企画財政課所管の行政報告をさせていただきます。

みどりの広場の町民優先プレオープンについてであります。みどりの広場については、管理棟やトイレの建設工事に係る資材について、資材の価格高騰によりメーカーが生産を中止していたことから、工事期間3月まで延長して入荷待ちをしている状況ですが、2月中旬になってからメーカーのほうでも生産を再開しており、調達の見込みがついたことから、後ればせながら、4月1日からの全面供用開始に先立ち、町民を対象としたプレオープンをこの3月20日春分の日から行います。時間は9時から5時までの時間帯で、町民の方は自由に広場を使っただけが可能です。

みどりの広場には芝生の広場があり、幼児から児童まで幅広く使える遊具や、障害のある

方にもストレスなく使っていただけるインクルーシブ遊具もございます。また、若い人からお年寄りまで幅広い層で使える健康器具もありますので、家族そろってのご来園をお待ちしております。

なお、4月からは、町民だけではなく、町外の方にも自由に使うことが出来ますが、4月14日日曜日ではありますが、オープニング記念イベントを予定しております。イベントでは、健康器具の使い方をはじめ、いろんな遊びやスポーツの普及も行う予定であります。町民の方はもとより、町外の方にも睦沢町を知ってもらう機会にしたいと思っております。ぜひご家族、ご近所、ご親戚、ご友人などと一緒に足をお運びいただきたいと思います。

以上、私からの挨拶と行政報告を申し上げます。

本日からの議会定例会、よろしくお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

---

#### ◎睦沢町Slow for Kids宣言について

○議長（麻生安夫君） 次に、町長から、睦沢町Slow for Kids宣言を行いたい旨の申出がありましたので、これを許します。

なお、宣言に当たってパネルの使用及び広報に用いる写真の撮影について、事前に申出がありましたので、これを許可いたしましたのでご了承願います。

田中町長。

○町長（田中憲一君） ご報告申し上げます。

睦沢町では、町の子どもたちは町の大人たちが守るという意識の下、子どもたちの登下校時の交通安全確保の観点から、睦沢町Slow for Kids宣言を発表いたします。この件につきまして、町長として睦沢町議会議員の皆様にご報告を申し上げたく存じます。

お手元に配付の宣言文を読ませていただきます。

睦沢町Slow for Kids宣言。

睦沢町では、通学時を主として子供たちの姿をみかけたら、車は、すみやかに減速し、子供たちが安全に安心して通行できるように、できるだけゆっくりした速度（目安として20キロ以下）で通り過ぎるように心がけます。

ここで、本宣言の趣旨を申し上げます。

本宣言は、睦沢町のローカルルールとして、主に通学時の子どもたちを見かけたら、ドラ

イバーの皆様が減速してくださるよう、自主的に協力をお願いする呼びかけであります。義務的なものではなく、したがって罰則も当然ありません。車を運転する大人たちによって子どもたちの安全・安心を守るという意識の下、ご協力をお願いするものであります。

睦沢町の通学路は、交通環境に伴い整備を行ってきましたが、路肩部分を歩くのに自転車との距離が近くなり、危険を伴うところもあり、これを道路拡幅等で全て物理的に解決していくことは大変困難な状況であります。

そこで、自動車で道路を利用される大人たちの意識を高め、行動様態を改めていただくことで、実際の交通安全効果を高めていこうとするものであります。20キロ以下という速度目標は、高速道路のETCゲート通過時の目安として使われているものであります。この速度での走行であれば、万が一の場合でも被害は軽微なレベルにとどまることが期待されます。

子どもたちを大事にし、その安全・安心を確保することは、今日の我々が優先すべき課題の一つです。本宣言はあくまで努力目標であり睦沢町のローカルルールでの宣言といたします。既にお隣の一宮町で昨年からの取組が始まっており、道路つながりでもある本町においても宣言を行い、今後、ご賛同いただける方々の輪が全国に広がれば、交通安全の確保について大きな実際的な効果が得られるものと考えます。

皆様ご存じのとおり、2021年6月に八街市で通学中の子どもたちの列にトラックが突っ込み、児童5人が巻き込まれ、犠牲になる痛ましい事故がありました。飲酒の上の居眠り運転が原因であったということで、運転手の行為は許し難く、管理責任があった会社に問題があったことは言うまでもありません。

しかしながら、子どもたちの安全確保は社会全体が責任を負うべきものであり、そういった意味からは、こうした悲惨な事故の発生には、我々大人一人一人にも応分の責任があったと言ふべきだと考えます。

私たちは、こうした悲しい事故が発生する前に、いかにして子どもたちを守るか、社会全体でより真摯に取り組むべきだったと考えます。その大きな悔恨の思いを込めて、本宣言を睦沢町において掲げるものであります。

睦沢町の町民の皆様をはじめ、睦沢町に来訪される、あるいは通過される皆様が、睦沢町 Slow for Kids宣言にご理解を賜り、子どもたちの安全・安心な通学環境等を確保すべく、ご賛同、ご協力を賜りますことを心からお願いをします。

私たちのかけがえのない町の子どもの安全を、大人たちの主体的な力で一緒に守っていきましょう。

以上、睦沢町Slow for Kids宣言についてご報告を申し上げます。

なお、本日の宣言をもって、今後、町内外に周知を図るべく、表示等の準備を進めて参りますので、よろしく願いをいたします。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

本日、お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理しましたので報告いたします。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（麻生安夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長から指名いたします。5番、小川清隆議員、6番、久我真澄議員を指名いたします。

---

#### ◎会期決定の件

○議長（麻生安夫君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本期定例会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり本日から8日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から8日までの8日間に決定いたしました。

---

#### ◎一般質問

○議長（麻生安夫君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がされております。質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外の質問には答弁されませんので、ご了承ください。

なお、発言については、1回目を一括質問、一括答弁とし、再質問2回目以降は大項目ごとを一問一答で行います。

また、質問回数については、一括質問、一括答弁の後の一問一答について、質問内容ごとに2回までとします。

また、質問並びに答弁ですが、1回目の発言は議員、執行部とも登壇して行うこととし、2回目以降については、議員、執行部とも自席にて行ってください。

発言時間は、従来のおり60分です。

それでは、通告順に従い順番に発言を許します。

---

◇ 田 邊 明 佳 君

○議長（麻生安夫君） 最初に、8番、田邊明佳議員の発言を許します。

田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） それでは、通告順に従い一般質問をさせていただきます。

まず1つ目、町の農業についての姿勢を伺います。

主要産業である農業は、資材の高騰や有害鳥獣ほか様々な要因により経営が困難になりつつあり、また、高齢化と後継者不足により先行きが見えない状況となっております。

農業は環境保全、治水などに大きく寄与しており、治水という面では、県が2024年度から、田んぼダムの導入に取り組む市町村に費用を助成する支援制度事業を始める方針を決めております。田んぼダムは浸水被害の抑制に効果があるとされ、同年度の一般会計当初予算案に事業費として1,000万円を盛り込んでおりますのは、町もご承知かと思えます。

ほかにも、環境保全として、行政がやるべき道路に面したのり面の除草作業を農家が大きく担い、経営の負担となっていることも、これまでの経緯の中でご存じかと思えます。

国の動向としては、農林水産省が食料・農業・農村基本法改正案と併せて今国会に提出される食料供給困難事態対策法案、これは米、小麦、大豆などが不足する食料危機時に政府が供給目標を設定し、農家に増産計画の届出を指示できるものとし、従わない場合は20万円以下の罰金を科すもので、対策法案は、食料安全保障の確保を柱に据えた基本法改正案の内容を具体化する役割を持つものです。

また、国は農地の総量確保に向け、農振法を改正し、農用地区域の変更に関して国の関与を強化する方針であり、都道府県が集团的農用地を除外する要件を厳格化するため、国が目標とする面積に基づいて都道府県の面積目標を設定することになります。

こうしたことから、今後ますます農地を守っていかなければならないということは、国の政策方針からも見て取れますが、現状、町の農業は担い手不足、高齢化により、10年後は耕

作地の減少、耕作放棄地の拡大が予想されるというのが現場の実感です。こうした中で、町は農業の将来についてはどう考えているのか伺いたいと思います。

二つ目、働き方改革について。

町職員の皆様方は、日頃より多くの業務、町民対応に追われております。中には、体調を崩し退職せざるを得ない職員や、ライフスタイルに合ったよりよい職場へ移っていく職員も、ここ数年の中で数名ほどいると聞き及んでおります。このことは個人の事情によるものですから、致し方のない面もございますが、少子高齢化が進み、どの業種にも人手不足が顕在化しつつある現状において、職員の不足は、めぐりめぐって公共サービスの質の低下につながりかねない問題であり、職員の確保は大きな課題であると考えます。

現在の状況は、人間的にも余裕がないように見受けられますが、余裕のない中で職員が減ると、残った職員で業務をカバーしなければならず、そのしわ寄せでまた業務のパフォーマンスが落ちたり、新たに体調を崩す職員が出てしまうのではないかと私は懸念しております。実際に、先程の議案の差し替え等もございました。

職員の確保や公共サービスの質の向上には、いつまでも働き続けたいと思える職場環境の改善、また、職員が生き生きと自分の体を損なうことなく働き続けられる働き方改革が必要と考えますが、町の取組、考えをお聞かせください。

最後に、教育について伺います。

昨今、睦沢町の教育の課題においては、ややもすると、老朽化し建て替えが必要な学校校舎建設がクローズアップされ、取り沙汰されております。子どもたちの学びやとなる新たな校舎は、健やかで伸びやかな睦沢の子どもたちの育成と、町の掲げる健康な成長の循環を生み出す町ぐるみの子育て、教育の推進の中心の場となり得るものだと思います。

しかし、現在の日本では、総体的貧困率が上昇し、平均的な生活が出来ているはずの中間層は可処分所得が減少し、また、低所得世帯ほどの支援が受けられず苦しいという状況があるとの報道もございます。また、昨今の物価高における打撃はどの所得層にとっても大きいものです。

こういった状況下で、私は、建て替えの話は大事だとは思いますが、全国的な問題となしつつある教育格差の問題、これは睦沢町にとっても看過することは出来ない課題だと考えます。今ある地域格差はもちろんのこと、教育格差を感じられないような教育の取組、ソフト面での充実が必要かと思いますが、町の考えを伺いたいと思います。

以上3点、ご答弁をよろしく願いいたします。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、田邊明佳議員のご質問にお答えをいたします。

私からは、1、農業についてと、2、働き方改革についてお答えし、3、教育については教育長からお答えをいたします。

初めに、1、農業についてのご質問ですが、農業は、私たちが生きていく上で欠かすことの出来ない食料を生産する大切な産業であり、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成、文化の伝承など多くの役割があります。さらに本町では、昔から水稻を中心とした農村地帯となっており、地域コミュニティの維持や地域活性化という観点からも、農業の果たす役割はとても重要であり、私自身も、農業をしっかり守っていかなければならないという思いは議員と同じでございます。

しかし、本町における農業を取り巻く環境は、全国的な傾向と同様に厳しい状況にあることには変わりなく、多岐にわたり抱えている問題、課題に対し、町では国や県の展開方向に基づく画一的な制度や、補助事業等を活用した農業施策を実施しているところでございます。

一方、地域の実情に合った町独自の取組も展開しており、今年度を実施した主な取組を申し上げますと、一つ目は、町内における農家の多くが家族や個人経営であることから、小規模農家にも農業機械や生産施設等の整備に係る補助金を受けやすくするため、要綱の見直しを行い、対象者の範囲拡充を図りました。

二つ目として、近年の社会情勢の変化等により、燃料などのエネルギー価格や肥料、飼料の価格が高騰し、産業経営を圧迫していることから、エネルギー価格高騰緊急対策支援事業及び肥料等価格高騰対策支援事業を行い、農業者の負担軽減を図りました。また、今日においても、エネルギー価格や肥料、飼料の価格高騰は高止まりが続いていることから、新年度においても、引き続き両支援事業は実施していきたいと考えているところでございます。

三つ目といたしまして、農業従事者の高齢化、担い手不足により、特に道路等の草刈り作業が農家の負担増となっていることが懸念されています。これについては毎回のように質問をされているところでございますが、そこで、作業の省力化と効率性が図れるリモコン式草刈り機を購入し、貸出しができる体制を新年度に整えていきたいと考えております。そのために、この後上程いたします新年度予算においてリモコン式草刈り機の購入費を計上いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

このように、従来からの施策に加え、町独自の取組も行うことで、目まぐるしく変化する農業事情にも対応していけるように努めているところでございます。そして、町における農

業の将来展望については、睦沢町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に掲げる、経営環境の改善と魅力ある力強い農業実現のために、種々の施策を今後も精力的に進めて参りますので、ご理解を賜りますようよろしく願いをいたします。

次に、働き方改革についてご答弁をさせていただきます。

本町においてはここ数年、入庁後間もない職員の退職のほか、いわゆる中堅クラスの手前で退職をするケースや、精神面を含めた体調不良による病気休暇や休職も生じております。こういった状況は本町に限らず、近隣町村においてもこれまで以上に増えているようでございます。

また、地方公務員安全衛生推進協会の調査によりますと、令和4年度の精神及び行動の障害による長期病休者数は10年前の1.8倍と公表されており、昔に比べ職員1人当たりの仕事量が増え、デジタル対応や感染症対策など内容も複雑になっている業務負担の重さとともに、それにより職場の余裕が失われ、若手の教育に手が回らないほか、行政に対する過度なクレームなどハラスメントも影響している可能性があるかと、要因の分析がコメントされています。

職員の長期休暇や中途退職は、職員全体の年齢構成及び職階のバランスにも影響しかねない状況にあり、大変危惧しているところでございます。個々の退職理由はまちまちですので、一概にくくれませんが、人間関係も含め職場環境が要因と捉えた場合に、こういった対策をこれまで行ってきたか、あるいは今後行う必要があるかという観点で申し上げますと、これまでの取組といたしましては、まず新規採用職員には、相談事も含めた指導的役割の職員を特定し、新規採用職員の職場における不安や戸惑いの解消に努めております。多岐にわたる住民ニーズへの対応や広範囲な業務に対する多忙化、専門知識を必要とする業務などについては、会計年度任用職員や任期付職員、再任用職員の登用によりカバーをしております。

また、毎年実施しているストレスチェックにつきましては、精神的な負担の傾向を当事者が早い段階で気づき、また、管理職が管轄下の職員の傾向に早期に気づき対処できるよう、これまで年末に実施していたものを、令和5年度につきましては7月に実施し、衛生委員会において傾向分析を行った上で、専門職を交えて意見交換を行っています。

今後は、これまでの取組に加え、新規採用職員等については、広域市町村圏組合や県自治研修センターによる研修等もありますが、町独自の研修をより一層充実させ、自信を持って日々の業務に当たれるよう指導して参ります。

このほか、職場の環境については、行政報告でも申し上げましたが、これまで実施してきたクールビズ・ウォームビズを環境省の推進する通年実施とし、令和6年度から、それぞれ

の環境に合わせた働きやすい服装で執務に当たれるよう実施する予定であります。

地域社会や住民の福祉を最優先に考えつつ、効果的な行政サービスを提供するためには、まず職員の健康とモチベーションの向上とともに、ワーク・ライフ・バランスを保ち、従来の働き方にとらわれない働きやすさを重視した労働環境整備が必要です。

県は、令和6年度から選択的週休3日制を導入し、働きやすい環境整備により、離職防止や優秀な人材確保につなげる取組を示しておりますので、こういった動向も注視して参りたいと思っております。

町職員の働き方改革を実効性のあるものにするには、議員の皆様をはじめ町民の皆様のご理解とご協力がなくてはなし得ませんので、よろしくお願いを申し上げます。

この後は教育長から答弁をさせます。

○議長（麻生安夫君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） 8番、田邊明佳議員のご質問にお答えいたします。

3、教育について、教育格差も問題となりつつある現在、教育のソフト部分も重要と考えるが、町の考えはについてお答えさせていただきます。

教育格差とは、生まれ育った環境によって受けられる教育に差が生まれることであります。生まれ、貧困、地域格差が原因とされています。教育委員会としては、生活面と教育面、その両方からの支援が必要と考えています。

まず、生活面では、低所得世帯や特別な支援が必要な子を持つ世帯に対し、学用品費及び通学用品費、校外活動費、新入学学用品費、学校給食費、医療費などの支援を行っております。令和5年度からは、千葉県の補助金を活用し、第3子以降の義務教育における学校給食費の無償化も始めました。また、小学校が終わった放課後の子どもの居場所づくりとして、ふれあいスポーツクラブに放課後児童クラブの運営をしていただいております。

教育面では、塾の代わりとまではいきませんが、例年、5月から翌年の3月まで公民館で毎週土曜日午前中に、小学校4年・5年・6年生を対象としたアフタースクールを、中学生を対象とした睦沢アカデミーを、例年6月から翌年2月まで公民館で毎週日曜日午後、開校しています。

中学校全生徒に向けた取組では、セルフ・スタディー・ハンドブックという睦沢中オリジナルの家庭学習の手引による家庭学習の支援や、学期ごと、単元ごとに実施するノート整理を通しての復習方法ガイダンス、また、希望者には、夏休み期間の学習相談として、5教科を中心に補習として先生ごとの講座を開設、さらに、補習問題だけでなく自学での分からない

い部分へのアドバイス、3年生には入試の過去間にチャレンジする講座も実施しています。

町の予算も厳しい中ですが、このような取組を通して、教育格差を感じさせないよう努力をしているところでございます。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） 田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） ご答弁ありがとうございます。

最初に農業についてでございますが、農業者への支援として、リモコン式草刈り機の導入に踏み切っていただいたということで、なかなか現町長にしては踏み込んだ内容だなとありがたく思っております。ですが、やはりそれだけでは足りないというのが実際のところでございます。

正直申し上げて、以前からふるさと納税につきましても、ブランド化につきましても、睦沢町は成功しているとは言い難い状況でございます。近隣では、むつぎわ米はおいしいという評価はいただいております。ですが、それも限定的なものです。道の駅についても多くの農業者がなりわいとして成功し、後継者不足解消というところまでは行き着いていないのが現状だと思うんですね。現状維持が精いっぱいのところかなと。

道の駅につきましては、もっと地域のためになる農業の活性化、地域の活性化、そういったものについて、私は力を入れてほしいんですね。道の駅というのは、やっぱり公共の利益のために動くべき組織というか、施設だと思うんです。ですから、そういったところをもう少し道の駅としても頑張っていたきたいなと思うんです。

また、循環型農業の柱であったかずさ有機センターも、今のところ風前の灯ですね。これでむつぎわ米がどうなっていくかという問題もございます。

今のご答弁ですと、いろいろ打つ手は精いっぱいやってきていただいていると、そう言いたいのは分かるんですけども、今の状況では、10年後地域計画を策定する、10年後の地図を描くというのをやっていますけれども、それをしても耕作放棄地が増えて、生産者も減り、町の環境、そういったものも損なわれていく、そういった懸念があるわけです。

ですから、もう少し、もう一步踏み込んだ農業に対する思いを、町長は次も出られるか分かりませんが、出るとしたら、もっとそこら辺を酌み取っていただけたらなと思いますので、そのこのところの意気込みというものを示していただければと思います。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） まずもって、リモコンの草刈り機、お褒めの言葉をいただいたことはありがたく、また、これに踏み込んでよかったなと思っているところでございます。

そして、今、議員言われたとおり、農業の道の駅でのもうちょっと活性化をさせたりとか、むつぎわ米の有機センターの今後の行方については、独自性の先行きが不透明な部分、言われたところは十分承知をしているところですし、共通認識を持っているところだと思っております。

先程の答弁の中でお話をさせてもらったとおり、睦沢町での農業はやはり主たる産業でありますので、その農業を衰退させることなく推進をしたいところでございますが、担い手不足であったり後継者不足の部分が今後懸念されますので、環境保全をどうするか。これから耕作放棄地をなくすための取組としては、やはり担い手、農業従事者の確保が一番重要だと思っておりますので、その部分に力を入れて、耕作放棄地が少しでも減る坂が緩やかになるように取り組んで参りたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） ご答弁ありがとうございます。

今のところだと、具体的に何をどうするというのはなかなか言いづらいところであるとは分かるんですけども、隣の長南町は以前から農業に手厚く、ある程度の今現在も形になっていますね。また、私は、いすみ市のオーガニック自体は懐疑的ではあるんですけども、農業を守っていくという、そういった意気込みは素晴らしいものだと思っております。

後で質問する田中議員も、農業の今後について質問がありますが、私も以前から申し上げているとおり、既存の大農家も、作れば高く売れるというわけではない現状下におきましては、拡大路線を大胆に取るというのは難しいんですね。これまで以上に拡大していくという方向では進めない、進められる会社法人も個人もなかなかいないと思うんです。ですから、半農半Xや新規就農者を移住政策込みで考えることも必要かとは思っています。

また、町民が広く使える6次化のためのシェアキッチンなど、そういった何かしらの取っかかり、そういったものをつくっていてもいいような気もいたします。

もちろん農家も努力すべきだと思っております。経営に対し自力で立っていけるような、そういった経営をしていくというのも必要だとは思いますが、そこを踏まえつつも、初めに申し上げたとおり食料に関する国とか県の方針もございます。ですから、その方針に従って、また町の発展のためにも、町は最大限の努力をすべきだと思っております。答弁があればお願いいたします。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ありがとうございます。

その危機感については十分認識をしておるところでございます。農業だけではなくて、産業全てにおいて、生業としてその職種が、業種が独立して、補助金なくしてなりわいとして成り立つように取り組まなければいけない。それが先程言ったいすみ市のオーガニックにしても、今はもう米価下落で、なかなか作っても商売にならないという声を聞いていますので、そこを県のほう、国のほうと、睦沢町だけそこを組んでもどうにもなる話ではありませんので、要望していった中で、なりわいとして成り立つように、しっかり町としても共に歩んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） それでは、働き方改革について、2回目の質問をさせていただきます。

町も様々な対応をして、苦慮されているのは理解するところではございますが、職員の皆様方を守るということは、町の行政の屋台骨を守ることと同義だと思っております。

そこで、町長が、今こういったことを進めています、こういったことをしてきました、取組をしてきましたということをおっしゃってございましたが、それだけでいいのかということです。

先程も申し上げたように、今の世の中は選択肢がたくさんあるわけですね。そういった中で、似たような業種であれば、やはり自分の生活に合った、いいところに移りたいと思ってしまうのも致し方はないんですけれども、そこを少しでもとどめるようなそういった取組、そういったものが必要じゃないんでしょうか。今までの取組だけでは、とても職員の皆様方、その心に響く、そういったことになるのかと思うと、私はならないと思うんですね。

それで、一つ伺いたいのですが、令和2年、政府においてデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定されまして、自治体DX推進がされているところだと思いますけれども、それによって本当に業務効率化と行政サービスの向上につながるんでしょうか。私は、現在のところ恩恵は少なく、職員の足を引っ張っているのではないかと考えているんですけれども、そのところの実情はどうなのか教えていただきたいと思っております。

また私は、自分たちだけで、この役場庁舎内の中だけで問題解決を図るには限界があるのではないかなと思っております。そこで提案なのですが、私は昨年の議会議員選挙において様々な町民の皆様にお会いすることが出来まして、その中でお話を伺うことが出来ました。ぜひとも町のお役に立ちたい、自分のスキルを無償で使っていただきたいとのありがたい申

出もございました。その方は業務効率化、職場環境改善のプロですが、1案としてそういったお知恵をお借りすることも視野に入れてみたらいかがでしょうか。町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 職員の教育であったりとか指導について、ここ1年、2年、ずっと副町長ともいろいろ話した中で進めてきているところでございます。今、総務課長が中心になってその取り仕切りをしておりますので、今の足元の状況、そして近いところの状況については、総務課長からこの後、細かく少し答弁させていただきますが、DXについて業務の効率化になるのかというところですが、今始まったばかりのところ、これからシステム改修をしたりとかなので、まだ答えは出てきませんが、できれば共通クラウドを使ったりとか、新しいシステムを使ったことで推し進めるデジタル化には、前向きに進んでいきたいと思っています。

働き方の部分に関しては総務課長から答弁させます。よろしくをお願いします。

○議長（麻生安夫君） 白井総務課長。

○総務課長（白井住三子君） それでは、命によりまして私のほうから答弁をさせていただきます。

働き方改革というところでは、議員おっしゃるように、この小さな自治体の職員というのは広く浅い業務になりかねないんですけれども、1人で担う業務の量が非常に多いというところでは職員の負担になっているというところ、あるいはそのモチベーションの低下につながってしまうというところもあるかとは思っています。

そういったところで、事務の能率の向上の観点から、どういった業務の改善が、そういう取組ができるのか、必要なかというところを、来年度、掘り下げて職員の意見を酌み取ろうというところで、睦沢町職員提案規程というものがございますので、それを活用いたしまして、広く若手の職員に提案を求めて、その出された内容を班長クラスの意見も交えて採択をし、全庁で一丸となって日頃の業務の見直しを行って参りたいと考えております。

また、こういった取組と併せて、今、管理職等による面談形式の人事評価が行われておりますけれども、その評価の仕方も含めて適正に実施されるように、人事評価の研修も令和6年度に予算要求の提案をさせていただいておりますけれども、そういったものを取り入れながら、いろいろな角度から働き方改革に取り組んで参りたいと思っております。

DXのお話が出ましたけれども、令和7年度に国のほうの推し進める事務の標準化とか、

統一のところをやっておりますけれども、それに向けた今準備をしているところでございます。そういったところでは、その準備のために費やす時間、あるいは費用もそうですけれども、今はどちらかという、そのための産みの苦しみというような段階だと思っております。

その辺が、国も含めて統一化になって運用がスムーズに始まれば、またそれは大きな業務の改善につながっていくものと、国はそれを推し進めておりますので、そういったところもでございますし、また予算の要求の中でも提案させていただいておりますけれども、電子契約のほうもDXの一つということで、令和6年度に取り組んでいけたらというふうに考えておりますので、そういったDXにつきましても、そこが軌道に乗るまでの準備、そういうようなところを、予算も含めましてそのところで、やはりその期間というのは職員にとってのある程度大きな負担につながるものもありますけれども、それを何とか超えたその先に、また業務の改善ができるというようなところで、取り組んで参りたいと思っております。

議員ご提案の外部指導者の活用というものも、意見として承りたいと思っておりますけれども、現段階では、新年度から予定をしておりますこれらの取組をしっかり進めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（麻生安夫君） 田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） 答弁ありがとうございます。

来年度において、6年度において様々な取組をすとお約束いただきました。それによって業務が改善され、休職される方や退職される方がいなくなると、私は思っております。そうお約束いただいております。よろしいでしょうか。そうお約束いただいております。よろしいでしょうか。

私、何も執行部の皆さんが憎くて言っているわけでも、苦しいのも十分に分かっておりますが、ですがやはり、一生懸命町のために働いてくださる職員の皆さん、その方たちをどうにかしていかないと、この先にある住民のためになる事業とかも成り立たなくなっていくと、そういったおそれが非常にあります。

町長は、全国的な問題と、うちだけの問題ではないとおっしゃっていますが、そのとおりだと思います。増える業務に追いつかない人材、恐らく国は大きい単位でしか物を考えないので、市や大きな余裕のある町と小さい町は、やっている業務は変わらなくても職員の待遇や忙しさに大きな違いがあるということは、本当には理解していないと思うんですね。このことは我が町だけの問題ではない、そのとおりです。

ですから町長、町村会、また議長、議長会などで連携して、国に強く訴えていかなければならないのではないのでしょうか。また、私の提案は意見として聞くとおっしゃってました

が、使えるものは何でも使い、やれることは何でもやる、それぐらいの気概を持たないと、町民も職員も守ってはいけないんじゃないでしょうか。町長にはそのお覚悟と改善のお約束をぜひとも示していただきたいと思います。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ご意見ありがとうございます。

確かに危惧しているところでございます。今、総務課長が言ったとおり、取組を強化することによって、離職者、また休職者が減ることを期待するのみでございます。やってみて、駄目だったらまた新しいことに取り組む。職員を守るためにできるだけ様々な取組をする、それは議員と同じ覚悟でありますので、町を守る前に職員を守らなければ大事な町を守ることとは出来ませんので、その取組、今予定している取組をやって、また検証していきたいと思っております。

また、連携を取ってということ、それこそ町村会の定例会でも意見を言わせていただきたいと思っております。先日の県の町村会の定例会でも、同種の町長から、働き方改革の部分で、もうちょっと省略化できるところはないのかということ、県のほうにも要望は出していますので、そこら辺は強く要望していきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） ありがとうございます。

それでは、最後に教育について質問させていただきます。

限られた予算の中で努力なさっておられることですが、私は、この厳しい経済状況の中で一生懸命子育てしていらっしゃるご家庭には、必要な支援がもっとあるのではないかと考えております。

子育て支援の一つの方法として、現在、全国的に給食無償化の話が出てきておりますが、私は、★憲法第26条第2項において、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」とあることから、教育に関する事柄については基本無償とすべきと考えております。

給食は、私の感覚から申しますと食費に当たる部分です。現在、睦沢町で給食における総事業費は5,700万円ですが、うち4,100万円が公費負担となっており、1,600万円が保護者の皆様のご負担です。その役割は十分に果たしているのではないかと私は思っております。

私は、給食費無償よりも、無償とされるべき義務教育に係る部分、教材費の無償化をすべきと思っております。文部科学省の令和3年度子どもの学習費調査では、公立小学校で学習費の年間総額は35万円、公立中学校では53万円となっており、大きい負担となっております。先程も申し上げたとおり、憲法の規定に基づき、まずは教育に係る部分の無償化、そこをすべきと考えますが、お考えはいかがでしょうか。

○議長（麻生安夫君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） 田邊議員の質問にお答えさせていただきます。

教育に係る教材費の無償化をもっと進めるべきだということでございます。先程議員もおっしゃられましたように、限られた予算の中でございますので、教育委員会としましては、それぞれ様々な施策がございますが、優先順位をつけた中で取り組んで参りたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。ご理解いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（麻生安夫君） 田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） 限られた予算の中でと、それは重々承知ではございますが、それがご理解いただけないから、こうして質問させていただいているわけでございますね。

日本一人口が少ない山梨県早川町では、2012年度から全国に先駆けて、町内の小・中学校児童・生徒の教材費や給食費、修学旅行費の保護者負担をなくしました。それはご存じだと思うんですけども、そういった取組。

教育だけの問題じゃないです。町としては、移住であるとか、また戻ってきてほしい、また出て行ってほしくない、そういった考えの下、施策も取り組んでいるところもあるわけですね。そこで、やはり通り一遍のことだけじゃなく、ただ予算がない、予算がないだけじゃなく、今、苦しい状況にある子育て世帯、もちろん低所得世帯には手厚い支援とかあるとは思いますが、その網から抜けている、それでも苦しいという、先程1番目の質問で申し上げたそういった家庭への支援、もうちょっと考えてもいいんじゃないでしょうか。

限られた予算の中でとおっしゃられていますけれども、町長も教育に関しては強い思いはあるはずなんです。もう少し踏み込んだ施策があってもいいんじゃないかと私は思うんですけども、なぜそこが出来ないのか、いつになったら出来るのか、教えていただけますでしょうか。

○議長（麻生安夫君） 宮崎教育課長。

○教育課長（宮崎則彰君） 命により、田邊議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、先程は教材費の無償化というお話がございました。教材費の無償化は、今すぐゼロにしろというのはなかなか難しい現実がございます。その中で、教育委員会としましては、知恵と工夫を使って、令和2年に整備しましたGIGAスクールに伴って、クロームブックを1人1台ということで整備させていただきましたが、その教材の中に学習支援ソフトというものを昨年から少し取り入れております。この学習支援ソフトを導入することによって、従来、教材費として集めてドリルを購入していた費用、こちらが大分安く上げられた現状もでございます。そういったことから、まずできることを、予算をかけずに工夫の中でやれるところは進めていきたいと思っております。

また、学校給食費のお話もございましたが、先程議員のほうから、5,700万円かかっているうちの4,100万円を公費負担ということでお話がございました。私どもも、第3子の給食費の無償化であったりとか、本当に限られた予算の中ですが、できるところからやっております。しかしながら、全国的な流れもございますので、そういったところも、町の予算を使わなくとも何かそちらに取り組めるような方法を、少し今後検討していきたいなというふうに考えております。

少し補足のような形になってしまいましたが、私ども教育委員会は、教育長が答弁したとおり限られた枠組み予算の中でやっておりますので、その中で優先順位をつけた中では、今申したようなできるところからやるのが精いっぱいということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 私、この席に座らせていただく前に、それこそ一つのスローガンとして、まちづくりの根本は教育にあると、子どもたちをしっかりと育てることがこの町の発展につながるというスローガンを持って、ここに座らせていただいております。

議員と考え方は同じところもありまして、今の教育は、物を無償で与える、給食を例えば無償にするのであれば、私は教材費をしっかりと組みたい、教材費を無償にしたい。

親と子どもの関係が、最近とてもつながりが細くなっているのを実感しているところでございます。コミュニティ・スクール、学校運営協議会で、地域が、家庭が、生徒が、保護者が、全体が連携を取って、その地域の子どもたちを育てていくという在り方を、私、初代の学校運営協議会の会長を仰せつかってやっておりましたので、そのつくり込みから見ていて

も、今、これは個人的な考えかもしれませんが、国の子育て支援に対する施策があまりにも投げやりであって、地域の実情を見ていない。今、地域の教育で何が必要か、それはソフト面の心での教育だと思っています。家庭の親御さんたちが、学校に預ければもうそれで教育になっているみたいな家庭学習の部分が薄くなったりとか、そのソフトの部分。

何よりも教育支援については、今、教育課長が話していましたが、お金がかかることだけではなくて、思いやりを伝えることであったりとか、家庭学習での携わり方であったりとか、その部分をしっかり今はしなければいけないんだろうなと思っています。それは、こども園にしても小学校にしても、そんなところを感じているところでもありますので、ソフト部分に関しては、もうちょっとしっかり充実をできるように、力を入れるように、教育委員会のほうにも指示を出したいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（麻生安夫君） これで、8番、田邊明佳議員の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 小 川 清 隆 君

○議長（麻生安夫君） 次に、5番、小川清隆議員の発言を許します。

小川清隆議員。

○5番（小川清隆君） 議席番号5番の小川清隆です。質問は2件でございます。

件名1の選挙公約についてお伺いいたします。

田中町長は、令和6年7月で町長在職4年になります。4年前の町長選出馬に当たり、町民の声を第一に、町民の声を聞くまちづくりに挑戦するため、3つの提案、12項目の公約を掲げ、見事大差で当選されました。就任後は、町のため、住民のため、そして公約実現のために精力的に活動されています。

私が1年半前に、公約12項目について現時点での進捗状況及び今後の見通しについて伺ったところ、町長は、3提案及び12項目別に丁寧な説明と回答をいただきました。しかし、まだ2年経過したばかりだったこともあり、考えている、思いますなどが多く、進捗状況を述べるに至らなかったような感じを受けました。

そこで、特にこの任期中に、これだけは精力的に行うもの一つを掲げてくださいということをお伺いしたときには、「それぞれが大切な施策と考えていて、どれか一つ最初の4年のうちにとすることはなかなか言える状況ではありません」との回答でした。

我々議員も含め、選挙の前だけ公約を出して、当選すれば後は静かにしていれば、町民は公約のことは忘れてしまう、また新しい公約を考えればよいなどと思うかもしれません。

町民の方々からすれば、選挙なんてそんなもんだと関心がますます薄くなってきてしまうと思います。本町の12月の選挙において投票率が下がったことは、町民からするとあまり期待はしていないよというふう聞こえてきてしまいます。

そこで伺います。田中町長の公約である三つの提案、12項目はどこまで進めることが出来たのか。できれば進捗率と達成出来なかった理由を伺います。

次に、2件目として、有害鳥獣対策についてお伺いいたします。

有害鳥獣による作物への被害が深刻化するとともに、交通事故等が多発し、住民の生命及び財産が脅かされています。今年度の捕獲頭数を300頭から370頭に増頭し、70万円の報償費を追加補正すると伺っています。そして、今後ますます捕獲頭数は増えていくと見込まれます。また、近隣の町では捕獲が1,000頭を超える状況とも聞いています。

以前の質問に対し、町は、鳥獣被害防止計画に基づき、個体数管理や被害防除、生息環境管理など3本の柱を基本とし、総合的かつ効果的・効率的な対策に取り組みますと回答をいただきました。

マイナビ農業という農業系雑誌の記事の中で、獣害対策に成功している有名な町を紹介しています。対策の特徴は、獣害駆除を猟友会など一部の人に任せるのではなく、獣害被害の当事者である住民自身が行うことが、まちづくりを基本とした獣害対策であり、必要な対策は何か、町はこの先どうあるべきか、未来を見据えて対策していくことの重要性を強調しています。当時、イノシシによる獣害は後を絶たず、町は頭数と種類に応じて奨励金を支払ったが、ここに問題があり、捕獲の頭数は増加しているにもかかわらず獣害は一向に減らない。このため取り組んだのが猟友会と害獣駆除班を別組織とし、新たに農家に狩猟免許を取得してもらい、農家主体の害獣駆除班を編成し、捕獲方法も、農家自ら安価に設置できる箱わなを中心としたと書かれておりました。

本町がこれを実践したからといって成功するとは限りません。そこで、本町では具体的にどのような対策に取り組んでいるのか伺います。

1回目の質問を終わります。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、小川清隆議員のご質問にお答えをいたします。

選挙公約についてということで、早いもので、町長就任から任期まで半年を切ったところでございます。この間、議員おっしゃる12の選挙公約については、常に私の政策の中心にあり、揺らぐことなく一つ一つ取り組んで参りました。それらを提案ごとにひもといて、少し

長くなりますが、ご説明をさせていただきます。

まず、若い世代への提案で申し上げますと、一つ目の「子どもたちの行動力、想像力、理解力等を伸ばすため、ソフト面を重視した生徒主導型のワークショップ形式で行う教育を取り入れます」と、二つ目の「教育改革の一環として、こども園・小学校・中学校の合同ワークショップ形式の交流会の実施。生徒と教職員の信頼感を身近で感じられるようにします」についてでございます。

町と教育委員会では、睦沢町教育大綱に基づき、園小中一貫教育や地域と共にある学校を目指し、コミュニティ・スクールのよさを生かした教育の実践に努めています。園小中が一堂に会する睦沢町教育振興会では、それぞれの教員が意見を出し合い、全員が課題や教育課程を共有できるよう、園小中接続カリキュラムを制作するとともに、定期的に会議を開催し、共通理解も図っております。これにより、児童・生徒の学びの連続性や個に応じた適切な教育につながっております。

そして、生徒主導型のワークショップとして、総合的な学習の時間を設け、地域の人と一緒に問題の解決を図れるような取組も行っており、これは行動力、想像力、理解力として必要なコミュニケーション能力の向上や定着につながっております。

これらの教育活動の実践により、学校評価などのアンケート結果では、児童・生徒及び保護者からのご意見としてはおおむね肯定的なものが多く、着実な信頼関係につながっているものと考えておりますので、教育のソフト面につきましては、ほぼ公約を達成したものと捉えております。

三つ目の「学校の耐震化や老朽化問題についてハード面の議論を重ね、町民の意見を重視してまいります」であります。まず、建物の老朽化や耐震化に対する安全確認を令和3年度に調査しており、特段コンクリート性状に劣化の進行は見られず、当面の間の安全性は確認されております。

しかしながら、建築から最も年数が経過している中学校の校舎は築56年であり、4年後には耐用年数と言われる60年に達します。また、小学校の校舎も築51年目となります。このことから、内部で議論している点を申し上げますと、現時点あるいは近い将来での教育施設整備基金や財政調整積立基金の積立額の範囲で、当然地方債は借りることになりますが、その可能な範囲の中で、まずできることを実施していくことがよいのではないかとこのところでございます。

町の財政の状況と児童・生徒の安心・安全のため、今できることを進めるのが賢明な選択

であると思いますので、財政状況から見た今できること、今やるべきことをもう少し詳細に内部で協議して、できるだけ早い時期に提案をしたいと思いますので、その時期には協議をお願いするとともに、ご支援とご協力をお願いするものでございます。

また、町民の意見として、昨年度に生徒や保護者を対象にアンケートを実施していますが、このアンケートから見えてきたこともありますので、教育委員会とも意見の共有を行いながら、今後の学校づくりの参考とさせていただきます。

ハード面につきましては、財政面からのアプローチとする旨の考え方を決め、いよいよこれからが実行に移す時期であると考えております。

次に、高齢者世代への提案では、一つ目の「町民が安心して暮らせるように地域防災を細部化し、地域密着型ミニ防災組織のモデルケースを作ります」については、大規模災害時には、自助に加えて、特に区長等を中心とする自主防災組織による共助が重要でありますので、区長会において情報の共有を図ったり、災害時の運営について講習や視察を実施するなど、折々に自主防災組織への働きかけをし、育成に努めております。

現在、町内では、自主防災組織内において、隣組による助け合いの仕組みや災害時の情報収集などの体制が整っている組織がありますので、そういったところをモデルケースとして、引き続き自主防災組織全体の底上げを図って参ります。

公約については達成しておりますが、災害への備えとしてはスタートに立ったところであり、現在、避難行動要支援者への対応について町で計画を策定しておりますので、令和6年度から自主防災組織を主体に取組を開始し、普及に努めて参ります。

二つ目の「おでかけの際の利便性を高めるため、社会福祉活動・ボランティア・NPO法人等による交通利用の拡大を図ります」については、高齢者等の外出、移動手手段の支援として、福祉タクシー事業を実施しておりますが、私は町長に就任してからすぐに利用券の拡充を行い、1人当たり1枚の上限を1,500円から2,000円に引き上げ、72回分を交付することにいたしました。他の自治体と比べても、助成額、回数ともに手厚くさせていただいております。また、本年度途中から、75歳以上の独居の方で住民税が課税されている方についても、交付を拡充したところでございます。

その他、社会福祉協議会で実施している福祉有償運送事業の継続とともに、令和2年度から運行を開始しているボランティアグループ「くらしの足」による交通弱者への生活支援も行われておりますので、社会福祉活動、ボランティアによる交通利用の拡大についても、ほぼ公約を達成したと捉えているところでございます。

最後に、活力あるまちづくりへの提案では、一つ目の「まちづくりをコンサルタントだけに頼ることなく、町職員と町民が一体となり事業を推進してまいります」については、前回も報告させていただきました新規事業者との交流会を継続し、定期的を開催しております。また、令和5年度の町制施行40周年に実施した記念事業につきましては、若手職員に提案を募集し、記念切手やポストカードの作成、記念植樹やスポーツフェスタなど、随所に採択された提案を盛り込んで、40周年記念事業を盛り上げることが出来ましたので、公約を達成したものと捉えております。

今後、包括連携協定を結んでいる千葉工業大学や民間企業などとも協働しながら、コンサルタントだけに頼らない町政運営を目指して参ります。

二つ目の「町民からの意見収集の方法として、アンケート方式を採用し、区内にコミュニティ通信員等を配置し、新しい情報化時代を先取りします」については、私が町長に就任してから毎年実施をしている区長との意見交換会において、町民・区民の意見を丁寧に聞かせていただき、町政運営に反映させていただいているところでございます。コミュニティ通信員の設置はしていませんが、各区長が地域ごとのやり方で区民の意見を集約して、意見交換の場へ上げていただいていることを鑑みますと、おおむねこれも公約を達成したものと捉えております。

三つ目の「各種事業の効果を数値化し、検証結果を明確にし、次年度への改善を行います」については、前回もお答えしたように、事業の開始に当たり、あらかじめどのような効果を期待するのかを明確にさせ、数値化できるものは数値化し、また総合戦略におけるKPIにおいて確認をするなど、結果の検証も実施しており、その結果によっては、改善に努めているところでございますので、これもほぼ達成したものと捉えております。

四つ目の「補助金や交付金の費用対効果を明確化し、十分な議論を行った上で、町民に理解してもらえる対策を実行します」についても、同様な方策をもって臨んでおるところでございます。

五つ目の「農業改革の一環として、農業女子を含むやる気のある従事者を公募し、農産物の拡大を図る事業を積極的に行ってまいります」については、現在、半農半X（兼業農家）を中心に若い世代が農業に興味を持ち、水稻や露地野菜の栽培を行っていますので、公約を達成したものと捉えております。また引き続き、専業農家だけではなく、兼業農家も担い手として取り組み、町農業の担い手不足解消及び活性化を図って参りたいと考えております。

六つ目でございます。「3町合同による有害鳥獣対策の再開に向け、睦沢町主導で取り組

みます。また、里山を整備して賑わいのある里山公園を作ります」については、まず3町合同による有害鳥獣駆除は、安全面を最優先に、作業の効率性や必要性の観点から、再開に向けて現在も慎重に各町の担当及び猟友会との間で話し合いをしていますので、公約に対してはまだ道半ばでございます。

なお、里山整備については、森林環境譲与税を有効活用し、里山の景観維持、荒廃竹林の伐採及び森林関係のイベントなどの活動団体に対し支援を行っていますので、これもおおむね公約を達成したものと捉えているところでございます。

七つ目の「まちの発展のために農林商工業の力が今以上に発揮できるように、若い世代の主導型まちづくりを推進します」については、産業振興基本条例に基づき、均衡の取れた産業の振興と地域社会の発展に取り組んで参りました。特に、令和3年3月には、新たな企業の立地促進を図るため、睦沢町企業誘致条例を制定し、創業した小規模事業者には初期投資に係る経費の一部を補助し、産業振興に努めて参りましたので、おおむね公約を達成したものと捉えております。これからが誘致に対して全力で動くところだと考えております。

なお、令和6年度からは、町内の創業を強力に後押しするため、睦沢町創業補助金を拡充する予定であります。当該事業は、若年層の支援を手厚くすることや、町で実施しているほかの事業とも連携を図ることで、町内の経済活性化を推進して参りたいと考えております。

以上、三つの提案、12項目についてご説明させていただきました。

私といたしましては、着実に公約達成に向け取り組んでまいったところでございますが、道半ばのものもございまして、引き続き、町民の幸せを第一に、初心を忘れることなく取り組んでまいる所存であります。ご理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

そして次に、有害鳥獣駆除対策についてお答えをいたします。

有害鳥獣の中でも被害が顕著であるイノシシについては、鳥獣被害防止計画に基づき総合的な対策は実施しているものの、依然、農作物の被害や車両との衝突事故、民家周辺への出没や道路の掘り起こしなどの被害は深刻な問題となっております。このような状況に対し、町では、昨年9月の定例議会においても答弁させていただきましたが、個体数管理、侵入防止対策、生息環境管理の3本の柱を基本として、対策に努めているところでございます。

個体数管理といたしましては、年間を通して猟友会と連携の下、箱わなやくくりわな、銃器による捕獲を実施しております。また、人命や財産等が脅かされる事態が生じた際には、銃器による緊急捕獲ができる体制も整えております。過去3年の捕獲頭数を申し上げますと、令和3年度が272頭、昨年度が123頭、今年度は1月末時点で既に300頭に達しています。捕

獲頭数に変動はあるものの、目撃情報や食害の情報、近隣市町村の捕獲頭数からも、生息数と生息域は拡大しているものと推測されます。

侵入防止対策については、国や県の補助事業を活用し、農地を囲うように金網柵や電気柵の設置を行っております。令和3年度は金網柵約560m、電気柵約390m、昨年度は金網柵約3,230m、電気柵1万1,900m、そして今年度は金網柵420m、電気柵約8,540mの設置を行いました。

生息環境管理につきましては、集落に有害獣を寄せつけない環境づくりが必要でありますので、地域ぐるみにおいて耕作放棄地の解消、農地や竹林の下刈り、収穫しない野菜や果物の適正処分等の実施を促し、被害低減に努めているところでございます。

これらの被害対策は、地域ぐるみで行うことが重要であり、地域住民が主体的に基礎知識を身につけ、被害軽減の取組を行い、それに対し、行政は支援を行う形が理想であります。町内における狩猟免許の資格者は、高齢化で成り手不足が課題となっております。そのため、今後新たな狩猟免許取得者の推進が図れるように、免許取得に係る補助金の拡充や、免許取得後速やかに有害鳥獣従事者として携われるように、猟友会と協議も併せて進めていきたいと考えております。

これまで実施してきた3本の柱の対策を継続していくとともに、さらなる有効な被害対策拡充に向けて、国・県などの情報とほかの市町村の事例も参考にしながら、本町に最も適した被害対策に努めて参りますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

長くなりましたが、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（麻生安夫君） 小川清隆議員。

○5番（小川清隆君） それでは、これから再質問させていただきます。

まず、選挙公約についてですが、町長の今の話からすると、80%ぐらいは実行されているように承りました。町長は職責を全うしつつ真面目にやられているというのは私も分かっております。この4年間、以前から町長の性格は分かっていましたが、真面目にやられていると。今、4年たって町長を拝見していると、町長の長としての風格さえ感じると思っています。だんだんそういう感じが出てきております。

しかしながら、幾らスピード感をもって実行しても、全て達成というのはなかなか難しいことですね。これをなし得るということは、ちょっと至難の業もあるかもしれません。それに近づいていただくことがまず第一で、これは町長と言わず我々議員においても、やはりそれはやっていくべきことだと思っております。

町長が、今回の公約とは別に精力的に行ったことがあるのか。今は公約を聞きましたけれども、公約以外でのそういうものがあつたのか。あつたのであれば述べていただきたい。それと、今までの公約をこれから先も継続していくのか。そして、本年6月に町長選が行われるわけです。これについて町長の思い、志、そういうものも伺います。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 評価をしていただいたと受け止めていいと思います。ありがとうございます。

私が、3年前に多くの町民の皆様からご推挙いただき、町長選挙の立候補を決意いたしましたのは、町民の幸せを第一に町民の声を聞くまちづくりに挑戦するため、先程申し上げたとおり三つの提案、12項目の公約を掲げ、未来のため、今できることをまずしなければならぬとの使命感からによるものであります。

しかしながら、スタートから新型コロナウイルスにより、国から繰り返し緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置が発令され、何よりも住民の命を守るためコロナ対策を最優先して、本町においては管内でもいち早く集団接種に取り組み、その回数はトータル29回にも及びました。先の見通せないコロナ禍において、各種制限等により予定していた事業や行事も行えず、非常に苦しい時期を住民の皆様と共に過ごしたわけですが、そのような中でも、ただいま述べましたように、私の公約について、議員各位、町民の皆様のご理解、また関係機関のご指導により形にすることが出来ましたことは、大変感慨深いものでございます。

もちろん、いまだ実現していないもの、道半ばのものもございます。まずは学校建設につきましては、歳出改革に取り組み、財政再建の兆しも見えてきましたので、今後は本稼働させて参りたいと思っております。

農業、商工業の振興に後押しや、また有害鳥獣対策も継続して取り組む必要がございます。防災につきましては、避難行動要支援者の個別避難計画の策定を推進し、町民の安全・安心の確保に努めて参りたいとも思っております。これらの施策を軌道に乗せ、一步一步着実に実現につなげていくことが私に課せられた課題であり、責務と考えております。

幸いにも健康にも恵まれ、体力、気力とも充実しております。町制施行40周年を契機に、睦沢町をさらによくしたいという情熱はますます強くなってきております。そういったことから、次期町長選挙につきましては出馬をさせていただき、町政のさらなる発展のため、2期目の町政運営に当たらせていただきたいと考えているところでございます。

これからも、議員各位をはじめ町民の皆様のご理解、ご協力、叱咤激励をいただきながら、

厳しい財政状況下にあります。今も未来もいろんな笑顔であふれるまちを目指して取り組んで参る所存でありますので、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。ぜひとも2期目を挑戦したいと思っております。

以上であります。

○議長（麻生安夫君） 小川清隆議員。

○5番（小川清隆君） 心意気、感じました。私たちも町長と、これから次世代につなげる町長の未来型まちづくり、こちらを期待するとともに、状況により私も一緒にやっていきたいと思えます。

続きまして、有害鳥獣対策の再質問ということで質問させていただきます。

さきに話しました交通事故による危機感ですが、今年の2月10日19時頃、北山田地先で救急車とイノシシが衝突し、人的被害は幸いにしてありませんでしたけれども、車両修理に時間とお金がかかってしまうというような状況が発生しております。実は、私も昨年10月14日19時頃、大上地先でイノシシと衝突しまして、そこでバンパー等が大破しました。大金がかかってしまったということです。イノシシは何事もなかったかのように目の前を走って行きました。イノシシの強靱な体力、精神力、たまげたもんですけれども、本当にこれがたくさん出てくるということになりますと、町もやっぱり打つ手をどんどん変えていかないとけないと思えます。

先程もお話があったように、3本の柱と、それを見直しながらとか、継続しながらやっていくということは伺いましたけれども、やはりこれから少子化が叫ばれている中、少子化どころか人が住めなくなってしまうたらもう元も子もありませんから、こちらは喫緊の課題として取り組んでいただきたいと思えます。

これに伴って、私も修理したという関係上、近隣の町内外の修理とか板金工場等に伺い、どうなんだという確認をしましたところ、やはり年々この修理は多くなっているとの回答を得ました。これが何件というのは、別に事故報告をしているわけじゃないので、町も把握出来ないし、警察も把握は出来ていないと思うんですけれども、ただ多くなっているということだけは確かであるようです。

ここで、分かる範囲でですが、本町と近隣の自治体の捕獲頭数及び報償費の範囲と頭数当たりの補助金等はどのようになっているのか。そしてこれから先、報償費を、1頭当たりおよそ1万円ですけれども、この1万円を支払うことで町の財政を圧迫することがないのか、伺います。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 救急車の話も、すぐ広域から連絡があつてとても心配したところでありましたが、本当に人的な被害がなくてよかったところでもあります。そういった事故の報告もるる聞いておりますので、この問題にはやはり早く取り組まなければ、町民の安心・安全につながらないんだろうなと思つているところでございます。

今、議員の2回目のご質問については、ちょっと細かな数字の部分の確認もありますので、担当課長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（麻生安夫君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） それでは、命によりお答えさせていただきます。

まず、近隣自治体の捕獲頭数でございますが、本町と同様にイノシシの被害が顕著な長南町、長柄町、茂原市について申し上げます。

本町のイノシシの捕獲頭数は、先程町長の答弁と重複しますが、令和3年度が272頭、4年度が123頭、今年度1月末時点で302頭でございます。長南町は、令和3年度が446頭、令和4年度が599頭、今年度1月末時点で947頭の捕獲実績でございます。次に長柄町ですが、令和3年度が423頭、令和4年度が693頭、今年度1月末時点で1,079頭の捕獲実績でございます。最後に茂原市ですが、令和3年度が228頭、令和4年度が303頭、令和5年度1月末時点で417頭の捕獲実績でございます。全ての自治体において右肩上がりが増加傾向となっております。

次のご質問の報償金についてですが、各自治体で作業工程ごとに異なった支払い形態になっておりますので、一概に比較は出来ませんが、一般的な箱わなでの捕獲により、止め刺し、解体、処分まで行った場合の内容で申し上げます。

本町では、イノシシ1頭当たり、捕獲から止め刺しまでで従事者に1万円を支払い、解体・処分は会計年度任用職員に約4,800円をお願いしておりますので、合計で町の支出としては1万4,800円になります。

長南町の場合は、捕獲により6,000円を従事者に、捕獲した以外の方に止め刺しを頼むと止め刺し代が6,000円、解体・処分は従事者にプラス3,000円支払われますので、合計で町の支出としては1万5,000円になります。

長柄町は、捕獲から処分までを全て従事者に一括して1万6,000円を支払っています。

茂原市は、捕獲までで従事者に1万円を支払い、その後は民間事業者を引き渡し、処分を

お願いしている状況です。

ただいま申し上げました報償金の額の財源ですが、全ての自治体において千葉県野生獣管理事業を活用しており、イノシシの捕獲1頭当たり4,600円の補助金が交付されています。補助事業を活用しても、本町の場合では、報償金1万4,800円のうち31%に当たる4,600円が補助、残りの69%、1万200円が町単独費となっております。

最後に、報償費を支払うことで財政負担を圧迫していくことはないかのご質問ですが、冒頭に申しましたとおり、今後はますます増加傾向にあることから、捕獲頭数が増えれば町の財政を圧迫していくことは当然危惧されるところであります。しかし、趣味としての狩猟は楽しいものであっても、有害獣となるとそれなりの責任、労力、時間的制約や安全対策が課せられる業務になりますので、こちら適切な対価であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（麻生安夫君） 小川清隆議員。

○5番（小川清隆君） ありがとうございます。細かなところでよく分かりました。聞いてはいたんですけども、これを聞いたときに、よそはすごいなと思って、1,079頭なんて。何が捕獲頭数で、考え方によってはどうしてこれだけ捕まえられたのか、この差が出たのかというのちょっと気になる場所ですけども、それは置いておきます。

実際、県が4,000円と、1頭当たり1万円から1万4,800円ですね。圧迫も多少しているということでもあります。しかしながら、猟友会はやっていただかないと、これは町としてはやり切れるものじゃないです。民間の方だけでできるものでもない。危険が伴ってくる、確かにそのとおりです。

やはりこれは猟友会と新たな団体をつくった場合に、その団体なり個人が、どこかに共通点を持って一緒にやっていくとか、猟友会については、例えばですけども、1万5,000円を、猟友会の方がやっているのは危険手当を含んでやってもらう。ただ、自分たちを守る人たちについては4,000円と2,000円ぐらい、6,000円ぐらいでやってもらうとか、そうすれば、今度捕獲頭数が増えたとしても、町からの一般財源の支出はそんなに多くならないわけですよ。これは私個人の考えですけども、そういうのも含めた中で今後を考えていったらいいのではないかと考えているわけです。イノシシ対策、これから大変なことになってくると思います。

次に、イノシシの再々質問ということで伺います。

イノシシは、今も伺っているんですけども、イノシシというのは年に4頭以上産んでい

くと。それで半分以上が残っていくわけですね。そうしますと、70%ぐらいの捕獲をしないと減ることはないと言われております。こういうのも含めて、これから先、大変だとは思いますがけれども、町長が、次世代につながる未来型まちづくりということでもありますので、この鳥獣被害対策を早急に進めることが重要だと思いますので、本気で対策するんでしょうけれども、その本気度を、どのくらいあるのか伺いたいと思います。

そして最後になりますが、町長と執行部は、我々も含めますが、常に危機感を持って行政運営を行っていきたいと思っております。

私の一般質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 細かい取組については担当課からお答えをさせていただきますが、睦沢町からイノシシがいなくなればそれだけでいいという、やっぱり生息域をしっかりと見極めた中で、地域全体で取り組んでいかなければ、この問題の解決にはたどり着かないと思っておりますので、県のほうとも相談しながら、地域全体で取り組めるように協力強化をしていこうと思っておりますので、よろしくお願いします。

本当に農業の方から悲惨な声を多々聞いていますので、早急に取り組まなければいけない問題であることは重々分かっていますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

担当課のほうから少し取組補足をさせていただきます。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 命によりお答えさせていただきます。

議員のほうから報償費のご質問がございましたが、変える気はないのかというご質問がございましたが、現在、報償費は、従事者にとって大きな動機づけ、モチベーションにもつながっておりますので、現段階で報償費の額を変える考えはございません。

また、先程、議員のほうからも紹介ありましたように、先進事例とかを積極的に取り入れて、イノシシの生息域は流動的であって、町単独でやっても、ほかの自治体と協力しないと成果が上がりませんので、広域的連携も視野に入れながら、危機感を持って軽減に努めて参りたいと考えますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（麻生安夫君） これで、5番、小川清隆議員の一般質問を終わります。

ここで11時まで休憩を入れます。

(午前10時44分)

---

○議長（麻生安夫君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

(午前11時00分)

---

◇ 久 我 眞 澄 君

○議長（麻生安夫君） 次に、6番、久我眞澄議員の発言を許します。

久我眞澄議員。

○6番（久我眞澄君） 6番、久我眞澄です。今回は、町政運営についてということでお伺いします。

1点目は、これまでの政策成果についてどのように総括しているのか伺います。そして、2点目として、今後の町政運営についてどのようにお考えなのか伺います。この2点ですが、似たようなものですので、一括答弁でも結構かと思えます。

まず、この質問に当たりましては、町長が就任して、1期目もあと余すところ4か月ほどとなりました。この間、厳しい財政運営を強いられる状況にもかかわらず、将来を見据えた教育施設整備基金及び財政調整基金等に着実に積み上げています。また、ようやく収束してきたコロナ禍ですが、多様な対応が求められた中、全職員一体となって、困窮する方々あるいは停滞する農林商工業分野の方々などに幅広く要望を聞き取り、素早い措置が行われました。その他、町制施行40周年記念事業、災害復旧、防災対応、みどりの広場設置など、多くの事業を厳しい逆風の環境の中でなされて参りました。

以上、私なりに高くこれらの点を評価しております。

それでは次に、2点目に入りますが、2点目として今後の町政運営をどのように考えているのかということなんですが、以上で1回目の質問を終わります。

2回目の質問で、実は私どうしても聞きたいことがありました。小川議員への回答とダブることがありますけれども、私の望む回答が得られるまで何度でも伺います。熱い決意を持ってお答え願います。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、久我眞澄議員のご質問にお答えをいたします。

まず、質問の中で町政運営について評価をいただきましたこと、感謝申し上げます。職員

と一丸となって、本当にコロナ対策であったりとか災害対策に当たって評価をされることはありがたいことですが、災害に強いまちづくりについて、これからも取り組んで参りたいと思っておるところでございます。

最初に、町政運営について、政策の成果と今後の町政運営については関連がありますので、併せてお答えをさせていただきます。

まず初めに、政策の成果につきましては、先程の小川議員にお答えいたしましたこれまでの取組内容と同様になりますので、まずもってご理解をいただきたいと思いますが、この1期4年間の総括してみますと、おおむね公約を達成することが出来たのかなと思っておるところでございます。

しかしながら、これまでコロナに翻弄され、いまだ実現に至っていないもの、道半ばの取組のものもございます。また、継続して取り組まなければならないものもあります。学校建設につきましては、財政面からのアプローチということから基金の積立てに取り組んでまいったところであります。ようやくスタートラインに立ったところでございます。今後は具体的な検討を進めて参りたいと思っております。

農業・商工業振興につきましては、農村地域の維持・活性化を図るために、農地集積、集約化と農地の確保をしつつ、公共施設等の設置や民間企業の土地利用需要に柔軟に対応していくことが重要でありますので、農業振興地域においても、地域の実情に応じ、企業立地の整備等を迅速に進めることができるよう、引き続き関係機関に要望して参ります。

防災対策につきましては、地域の中で要支援者が必要な支援を受けられるよう整備し、自主防災組織の底上げを図りながら、関係者と連携して、町全体の安心・安全体制の強化を図って参りたいと思っております。

このほか、ふるさと納税につきましては、PR活動と併せ返礼品の掘り起こしなどに力を入れ、取り組んで参ります。

また、自治体DXにつきましては、まずは、国が令和7年度までに推し進める自治体情報システムの標準化・共通化に向け、遺漏のないように取り組むとともに、町及び事業者側の業務効率化を図るため、新たに電子契約の導入にも取り組んで参ります。

以上、今までの総括と、これから継続しての取組の答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（麻生安夫君） 久我真澄議員。

○6番（久我真澄君） それでは、2回目の質問に入ります。

これは先程の小川議員の質問と完全にダブりますけれども、これは何回でも聞いて本当に確認したい事項なので再度お聞きします。より熱い決意を期待しております。よろしくお願いいたします。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ありがとうございます。先程大ざっぱにというか、大きくくりで答弁させていただきましたが、まずもって企業立地に当たりまして、今までの商工会長という立場から、いろいろなつながりのところに声をかけて企業誘致のお話をさせていただいておりました。

出店に当たって、ある程度ご理解をいただいて協議を進めようとする、農地の制約にかかってなかなか出店までに至らない。そして、交通量が若干まだ少ないから、民間企業からしたら、なかなか黒字化できるのに計画が立たないので、町での補助金を検討してもらえないか、そのような話をいただいた中で、なかなか現実的に出店まで至っていない点等ありました。

しかしながら、いろんなところで種をまいて、いろんなところで話をさせていただいて、少しようやく芽の出ているお話もございます。これを何とか継続して形になるものにしていきたい、そんな思いも十分あるわけでございます。

また、コロナで翻弄された4年間ではありますが、それこそ中学生の受付のボランティアで対応していただいた、この睦沢町の人情あふれる風土がこれからも続くように、中学生たちが、子どもたちが、この町をつくっていただいた先人たちの思いをしっかりと受け継げるように、教育、また風土の継続承継をしていきたい、そんなこともしっかり強く思うようになって参りました。

防災については、先程来答えさせていただいておりますが、町民の命を守るためには、やっぱり各地区での自主防災組織の強化、確立がなくては、守っていけないだろうというところにたどり着いたわけでございます。様々な大きな柱の中を見ていきますと、まだまだやらなければいけない、やらせていただきたい、そして、継続してそれが形になるまではしっかり見届けなければいけないという思いに立たせていただいているところでございます。

何よりも、こうやって4年間、自分は議員としての立場から町政運営に、皆様方のご支持をいただいた中で立たせていただいて、4年間やっていろいろ分かったこと、そして気づいたことを振り返って、これから変えていかなければいけない点、4年前の今よりもさらに多く感じるようになっております。

職員のみなどと力を合わせて作り込んできた部分、議員の皆様方にご理解をいただいて、今始めようとしている事業、そこをしっかりと継続して、2期目の町政運営をやらせていただきたいと思っているところでございます。

それこそ、議員皆様方には、町が提案したものに対して、議論はあるものの大きな反対はなく背中を押していただいて、この4年間を過ごして参りました。それはコロナであったり、災害であったり、緊急事態の折の背中を押したと思っております。これから町の発展の事業を進めていくに当たって、協議をして、皆様方とけんけんがくがく話をした中で、様々な分野で、様々な睦沢町らしさを、そして、今も未来も、いろんな笑顔であふれるまち睦沢をつくるために、ぜひとも2期目の町政運営に挑戦したいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 久我真澄議員。

○6番（久我真澄君） 丁寧なお答え、ありがとうございます。

2期目を目指すに当たっては、体のほうを十分注意して頑張っていたきたいと思います。これは議員大多数の思いだと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（麻生安夫君） これで、6番、久我真澄議員の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 松 島 和 子 君

○議長（麻生安夫君） 次に、3番、松島和子議員の発言を許します。

松島和子議員。

○3番（松島和子君） 日本共産党の松島和子です。通告順に従い発言させていただきます。

今、私たちは、経済の失われた30年と言われる長きにわたる経済停滞により、既に暮らしが疲弊し、経済の先行きに展望が持てないところに物価高騰が続き、苦しい暮らしを強いられています。

厚生労働省の毎月勤労統計によると、2023年平均の実質賃金は年換算で371万円で、昨年より9万6,000円も減少しています。実質賃金がピークを迎えた1996年、約30年前と比べて74万1,000円も減少しています。年金も到底物価高騰には追いついていず、逆に社会保障費はどんどん上がっています。

昨年、日本共産党睦沢支部で行った町政アンケートでは、6割を超える方が生活が苦しく

なつたと訴えていました。まずは、そんな状況の中に私たちは暮らしているということを考えていきたいと思ひます。今回は要望の強かつた4点について質問いたします。

まず、第1点目は学校給食無償化についてです。

以前より、憲法第26条「義務教育は、これを無償とする。」という規定や、教育基本法第4条及び学校教育法第6条において義務教育の無償がうたわれていることから、食育である学校給食を無償にしようという声は以前から上がっていました。日本共産党の市原元議員も一般質問で取り上げ続けてきました。

どんな地域に生まれても、どんなご家庭に生まれても、安心して教育を受け、健康に育つ権利を子どもたちは持っているのです。そして、その子どもたちがこれからの日本を支えていくのです。そう考えると、本来であれば国がまず率先して学校給食無償化を進めていただきたいと思ひます。しかし、先程述べたように、若い世代の暮らしを思うと、国が動くまでゆっくり待っているわけにはいきません。

東京都内では、小・中学校の給食無償化が大きくなうねりになって、来年度の都の予算案に区市町村への補助事業が盛り込まれ、23区で2024年度から全区で実現する予定だと報道されています。続いて、青森県でも全県的に給食を無償化する方向だということです。千葉県においても、以前から行っていた大多喜町などの12自治体に加えて、今年1月より九十九里町も無償化を行い、町民の皆さんに大変喜ばれています。鎌ヶ谷市では4月より、子育て世代の負担軽減のためにということで、まず小学校1年生を対象とした給食費の無償化を決めたというニュースが新聞に載っていました。

日本共産党睦沢支部でも、給食無償化署名を集めたところ、短期間で249筆の署名が集まりました。毎月毎月の暮らしが大変だ、少しでも支援してほしいといった若いお母さんや、孫夫婦は共働きで一生懸命やっているけど、家のローンも抱えてとても大変そう。少しでも足しになればと署名をしてくださったおばあちゃんもいました。孫はいないけれども、若い人たちにはこれから頑張してほしいと、快く応じてくださった方もいました。

睦沢町は、学校給食無償化についてどのような認識を持っているのか。この署名に見られるような無償化の声にどう応えるのか、お考えを聞かせてください。

2点目は、地域公共交通の充実についてです。

住民の皆さんと話してて大変多かつたのは、免許を返納したらもうこの町では暮らしていけないという声でした。睦沢町では以前より、榊団地、上市場ニュータウン、大上団地、中央団地などを造り、外からの移住を進めています。早くに移り住んだ方はご高齢になり、

高齢ご夫婦2人暮らしや、お一人で暮らしている方も多数います。周りには親族はいらっしゃらず、お話を聞くと、この先、車が乗れなくなったらどうしようという方、もう実際に困っているという方が多数いました。また、佐貫や妙楽寺、上之郷などの方は、家族と一緒に暮らしていても、みんな日中は仕事をしているから自分は1人だ、草むしりぐらいしかすることなくてとおっしゃっている方もいました。

そんな声を反映して、乗り合いタクシーの運行を希望する署名は261筆集まり、町長に提出させていただきました。町ではそのような声を把握しているのでしょうか。そして、今後どうしていこうと考えているのでしょうか。お考えを聞かせてください。

3点目は、子育て支援についてです。

若いお母さんたちから、睦沢町には子どもを安心して遊ばせられるところがなく、いすみ市や長生村の公園まで行かなくてはならない、こども園は開放してくれているけれども週1回だけで、雨が降る日は行くところもなくなってしまふ、身近なところに遊ばせられるところが欲しいという声がたくさん聞かれました。

第2期睦沢町子ども・子育て支援事業計画でも、日常的に利用できる子どもの遊び場や居場所づくりが課題になっていましたが、具体的に子どもの遊び場として児童館や公園を造る計画はありますか。お聞かせください。

4点目は、防災対策についてお聞きします。

昨日、今朝と地震が続いて、本当に、いつ千葉県にも大きな地震が来るんだろうと私も不安になりました。2月4日行われた地域の防災訓練に参加しました。そこで、2点目の高齢化と重なるのですが、家にあまり歩けない家族がいて、実際の災害が起きたときにはどうやって逃げたらいいのかとか、今日は休みだったから家族みんなであられたけれども、1人のときに地震が来たら自分は歩いて来られるか心配だなどという声が聞かれました。

体が不自由だとか、いろいろな障害をお持ちの方、介護が必要な方など、自分1人では避難出来ない方に対してどのような対策を考えていますか。お聞かせください。

以上4点のご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、松島和子議員のご質問にお答えをいたします。

私からは、2、地域公共交通の充実について、3、子育て支援について、4、防災対策についてお答えし、1の学校給食無償化については教育長からお答えをさせていただきます。

まず、2、地域公共交通の充実についてお答えをいたします。

交通手段が少なく不安だという住民の声にどう応えていくのか、現在の制度に対しての住民の声を把握しているかということですが、第2期睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定のために実施した、町に在住する15歳以上の全町民を対象としたアンケートでも、公共交通の利便性の満足度は、満足とやや満足も含め11%にとどまっており、アンケート項目の中でも満足度が最も低く、公共交通に関しては、私としても重要な課題であると認識をしております。

また、現在の制度ということでは、過去には多額の費用をかけて巡回バスを運行していたこともありますが、利用者が増えなかったという事実もあります。

数年前には公共交通に関する町民ワークショップを行い、参加された町民の方たちの中から、まずはボランティアによる交通支援、生活支援を行うこととなりました。ご存じのようにボランティアグループ「くらしの足」の運行でございます。そのほかにも、交通弱者への支援として福祉タクシーによる支援や、路線バス利用者には運賃の2分の1を補助しているところでございます。このことにより、福祉タクシーと併せた広域的な公共交通については、ある程度の補完はされているものと思います。

しかし、町民の生活に寄り添ったという意味では、路線バスの本数も少なく、福祉タクシーの助成にも上限がございますので、町内の交通手段の選択肢は決して多いわけではございませんので、新たな交通手段の検討は必要なことだと考えているところでございます。

路線バスにしても、利用者数の減少や慢性的な運転手不足、さらには2024問題、運転手の労働時間の短縮などによる減便や廃止なども危惧されているところでございます。今後、路線バスの再編や路線の存続、代替交通手段への移行などについて協議する場面が増加するものと見ております。

地域の公共交通を持続可能なものにしていくためにも、市町村域を越えた広域の交通網の活性化や見直しに対して、近隣市町村とも協議や話し合いを持つ機会をつくって参りますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、3、子育て支援についてお答えをいたします。

子どもの遊び場として、児童館や公園を造る計画はあるかということですが、まず公園については、冒頭に行政報告もさせていただいておりますが、新年度にはみどりの広場の全面的な供用が始まります。人々の憩いの場と健康増進、スポーツやレクリエーションなどを通じた交流の場、災害時の避難場所、そして子どもの居場所ということでも、みどりの広場は本町におけるオープンスペースとして、非常に重要な役割を果たすものであります。

今までも、日常的に利用できる子どもの遊び場の不足が課題となっていたこともあり、私が町長に就任してから、新しい公園の利用について町の当初の方針を変更させていただき、公園の主たる目的としていた競技場、サッカー場として当初予定をしていたわけですが、町民などが自由に使える広場とさせていただきました。また、町民をはじめ誰もが親しめるような公園となるように、名称もみどりの広場と命名したところでございます。

親御さんと子どもと一緒に気軽に出かけられ、安心して遊ぶことができる環境づくり、子どもの健やかな成長を支援するため、また、子どもの居場所、遊び場として日常的に利用させていただくために、幼児から児童・生徒まで幅広く使えるインクルーシブ遊具も含めた多くの遊具も配置をさせていただきました。また、広場には、子どもたちが自由に使える遊び道具として、サッカーボール、バドミントン、フラフープ、フリスビーなども用意させていただきました。

3月20日からは、4月の全面開放に先立ち、町民限定として開放いたします。そして、4月14日にはオープニングイベントも実施し、みどりの広場の利用方法なども周知して参りますので、議員からも、町民の方々に足を運んでいただけるようにお声かけをお願いするものでございます。

なお、児童館については、あるにこしたことはございませんが、都市部などの緑の少ない場所には有用であると思いますが、本町のように緑の多い、自然の多い地域では、外で元気に遊んでもらうということで、新たに児童館を造るということは現在考えておりませんので、ご理解をお願いをするものでございます。

続いて、4、防災対策についてご答弁させていただきます。

障害等の事情により、自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする方につきましては、災害対策基本法において避難行動要支援者に位置づけられ、町はその名簿を作成することとなっています。また、名簿に登載されている者のうち同意のある方についての名簿は、年度初めに民生委員及び地域の自主防災組織を統率している区長さん等に配布をしています。しかしながら、この名簿を誰がどのように管理し、活用すべきか、具体的な取組が不明瞭であるとお声をいただいております。

このようなことから、昨年夏から、町と民生委員、区長、災害対策コーディネーター連絡会の各代表により、町地域防災計画の下位計画として実効性のある避難支援のために、それぞれの役割などを定めた全体計画の策定に取り組み、過日、区長会議の折に素案をお示しさせていただきましたところであります。全体計画は、要支援者の自助及び地域の共助を基本とし、

要支援者が地域の中で必要な支援を受けられるように整備することで、地域の安全・安心体制の強化を図ることを目的としております。

なお、この計画の中に、災害時にあらかじめ誰がどのような支援を行うのかを個々の要支援者ごとに具体的に定める個別避難計画の策定がございますので、町といたしましても、今後、個別避難計画の策定を推進するため、広報紙等により普及啓発を行って参りますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

学校給食については教育長から答弁をいたします。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 鶴澤教育長。

○教育長（鶴澤 智君） 松島和子議員のご質問にお答えいたします。

1、学校給食無償化について、町はどのような認識を持っているか、無償化を進めてほしいという声にどう応えるかについて、お答えさせていただきます。

学校給食無償化とは、学校給食の費用を児童・生徒の保護者から徴収せず、自治体や国が公費を用いて賄う制度のことであり、保護者負担の軽減につながると考えられています。

睦沢町では、既に低所得世帯や特別な支援が必要な家庭に対しては給食費の支給をしておりますし、令和5年度からは、千葉県の補助事業を活用し、第3子以降の義務教育課程における給食無償化も行っています。さらに、学校給食法の目標にある食育の分野として、地域の食文化や環境の保全に寄与するため、睦沢町で生産された減農薬・減化学肥料のむつざわ米を通年通して公費を使い提供しています。これらについてはそれ相応の町負担があり、厳しい予算の中ではありますが、取り組ませていただいております。

学校給食完全無償化を導入するためには、一定規模の予算を給食費無償化に集中させる必要があります。その結果、他の教育施策や施設の改善など教育全般の質の低下が懸念され、今までの施策を中止する必要も生じます。教育委員会としましては、限られた予算の中で、優先順位をつけて様々な施策に取り組んでいますので、総合的に考えて、学校給食の完全無償化は現在の段階では難しいと考えます。

ご質問にもありましたが、全国的な流れということであれば、自治体間の格差をなくすためにも、議員からも国や県へ新たな支援の枠組みを要望していただけることをお願いし、答弁とさせていただきます。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） 松島和子議員。

○3番（松島和子君） ご答弁ありがとうございます。新人なもので分からないことばかり

で、よろしくお願ひいたします。

ただいま、減農薬・減化学肥料のむつぎわ米というお話もありましたので、2回目は食育ということについて少し伺っていきたくと思います。

睦沢町というのは、本当に今までも給食に対してとても思い入れの強い地域だったと思います。署名活動の中で私はとてもうれしかったことが二つありました。一つは、保護者の方が、無料なら何でもいいという考え方ではなくて、子どもたちに安心・安全なものを食べさせたいとおっしゃる方が多かったこと。もう一つは、睦沢の野菜や米を使ってもらう中で睦沢全体が元気になってほしい、無償化を出発点として町全体が活性化して行ってほしいと言いながら、署名してくださった方が多かったことです。

本当に睦沢町は以前から学校給食に力を入れていて、ランチルームや自校給食など、子どもたちを大切に考えた給食を進めてきた町です。瑞沢地区では地元の方が掘ってきてくれたタケノコを給食に使ったり、梅をみんなで取りに行つてそれを活用したり、土睦地区は、地域の人に手伝ってもらつてサツマイモを作つて利用したり、食を通じて地域と学校が結びついた実践をしてきた町です。

体は食べ物でつくられています。作った人を思いやることで心も育ちます。食育ということをもどのように考へて、地産地消をもどのように進めようとしているのか、もう少し深く教えていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

○議長（麻生安夫君） 松島議員に申し上げます。今の質問は無償化とはちょっと離れている質問なので、止めさせてもらいます。無償化についての再質問、1問目は学校給食の無償化についてですから、その関連質問でお願ひします。

○3番（松島和子君） はい。それでは、引き続き無償化について質問させていただきます。

私は、近隣で学校給食無償化をいち早く進めた大多喜町に行つて話を聞いて参りました。大多喜町は、人口減少が続き子どもが減つてきたことで、町の考へ方として、子どもたちにお金を使おう、給食に力を入れていこうということで、給食関係で一番家庭の負担が大きかつた給食を無償化することにしたそうです。

そして、若者たちの移住・定住を目指して、平成29年に中学校を、平成30年に小学校を無償化してきたそうです。これが一番いいということではないけれども、このまま何もしなくていいのかという思いで取り組んできたということでした。できるだけ地産地消ということで、自分のところでできるタケノコ、シイタケ、キクラゲ、卵、切り干し大根などは、通年で大多喜産を使つているということでした。それで費用は、令和5年度一般会計の0.59%

だそうです。町民にはとても喜ばれているし、職員も滞納整理の負担が減って助かっているというふうに職員さんが答えていました。

長南町、長柄町は、忙しい時期ということで文書で回答していただきました。長柄町は、保護者の経済負担を軽減することにより、子育て支援を推進するため、令和4年12月から始めたそうです。こども園も実施していて、合わせて一般会計に占める割合は0.8%だそうです。町民の反応はとても良好だということでした。

長南町は、保護者の経済的負担を軽減し、教育の充実及び子育て支援のためにやっているそうです。令和5年度の予算額に占める割合は0.42%だそうです。お米は長南産のコシヒカリ100%を使用し、レンコン、シイタケ、古代米は地元産を使っているけれども、野菜に関しては陸沢町と一緒に、やっぱり面積が少ないのでこれからの課題だということでした。

どの町も、町をどんな町にしていきたいのか。先程、教育委員会のほうから枠組み予算というのがあって、やっぱり枠の中で最大限有効に活用できるようにお金は使わなくてはいけないのでという話がありましたけれども、本当にそういうふうに、担当している課では最大限の努力をしてくださっているんだと思います。

ですから、これは町の問題として、町でどこに力を入れていくのかというような考えになっていくと思います。どんな町にしていきたいのか、どんなことに力を入れていきたいのかということでは、町長のお考えというのがとても大きくなるかなと。大多喜町で話したときにも、そういう子どもに力を入れようということで、その当時の町長が先頭になって頑張ってくれたというふうに職員さんは話していました。

本当にこれだけがということではないと思うんですね。無償化ということでは教材費のことも出ていました。これだけがということではないけれども、どこに力を入れていくのか、どんな町にしていきたいのか、そういうことがやっぱり問われてくるのかなというふうに思います。

田中町長は、子どもたちのことを優先に考えて、一番始まるときにも新しい施策として子どもの安全を守っていこうというふうに考えているということをおっしゃっています。若者住宅の方が、この町は若者住宅を造って自分たちを快く迎えてくれようと思っていたのに、こども園はいっぱいで入れない、近隣でやっている学校給食無償化もやっていない、本当に若者を迎え入れようという気持ちがあるのかなと言っていた言葉が心に突き刺さります。

ぜひ学校給食無償化を進めていただきたい。今後どのように考えていくのか、町長のお考えをもう一度お聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、学校給食無償化について、私の考え方を少しお話をさせていただきます。

全体は、先程教育長が1回目で答弁したとおりでございます。学校給食においては、低所得世帯、また支援の必要な世帯、多子世帯、支援が本当に必要だよというところには今現在やっております。低所得者、格差の部分での給食の提供はしているところでございます。

子どもたち、また保護者にとって何が一番、給食費の無償化よりも、私は、例えば教材費であったりとか、衣食住で生きていく上で必要なところは、親が少しでも給食費を払うことによって、学校でどんな給食を食べるかということも気になる場所でもありますし、先程少しお話をさせていただきましたが、親と子の、少し希薄になっているところが見えるのを、もっとソフト面でつなぎを設けたいと思っているところでもあります。

そこに給食費がどうなるかという、結局、給食費よりも先にやらなければいけない、無償にしたほうが保護者にとっていいものがあるのではないかと、選択をして、集中してその部分に取りかかっていたいと思っているところです。私としては、給食費よりも、現時点で、例えば予算の配分がつくのであれば、教材のほうなのかなとちょっと思っているところでもあります。

優先順位が高いと考えられるところを、これからも教育委員会と、また保護者の意見も聞きながら、限られた予算の中ですけれども、声が多いようであれば、それには取り組んでいきたいなとは思いますが、私の考え方としては、給食費無償化の前に教育格差の部分に力を入れる。また、教材のリユースであったりとか、そこら辺もすることで、家庭の負担軽減にはなるのかなと思っておりますので、そこをまずは検討した先の話だと思っております。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 松島和子議員。

○3番（松島和子君） それでは、公共交通の充実についての2回目の質問をさせていただきます。もう一回いいですか。

○議長（麻生安夫君） 質問は端的にお願いします。他町村の話はいいです。

○3番（松島和子君） 先程言ったように、やっぱり突破口だと思うんですね。だから、町長が教材費の無償化をやるよということであれば、突破口としてそれを使っていたきたいと思うし、給食費の無償化は、私は突破口になるなと思ったのは、先程田邊議員が言ったように、この町が農業の町だとしたら、そこら辺からもっと、給食だけにとどまらず町全体の

産業というふうに考えていくと、大きな突破口になるんじゃないかというふうに思いますので、給食費の無償化、教材の無償化も含めて、うちの町は子育て支援で頑張っているよという突破口になるような、そんなことを進めていただければいいかというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（麻生安夫君） 答弁必要ですか。今の。

○3番（松島和子君） 答えていただけるなら答えていただきたい。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） お米の部分で言ったら、先程教育長のほうから答弁させていただきましたが、主食用米については町がしっかりと今も負担をして、地元のお米をおいしく食べていただいているというところでございます。部分部分で、野菜もその部分はとか、これからご意見はご意見として承りたいと思いますが、無償化については先程答弁したとおりでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 松島和子議員。

○3番（松島和子君） それでは、地域公共交通の充実について、2回目の質問をさせていただきます。

睦沢町においても、いろいろな種類のサービスが行われているということは分かりました。しかし、お年寄りの方はバス停まで行くのも大変です。ほかの自治体を見ますと、例えば大多喜町では、福祉タクシーで初乗り分を町が補助したり、外出支援サービスにタクシーの二、三割を補助したりしているようですが、山場のほうはタクシーを呼ぶまでのお金がかかるということで、山場の人の負担が大きいということで、日中使わないスクールバスを使って、予約制乗り合いバス「おたっくろ」を国の補助を受けながら走らせているそうです。

長柄町では、月額4,000円という上限がありながらも、高齢者等の外出タクシーがあるそうで、町外への利用も可能なようです。補助金の増額の希望がありながらも、おおむね好評だそうです。

長南町では、利用者登録を済ませた方が乗り合いで利用することを前提として、通院、買物、路線バスへの乗り継ぎ移動を補助するドア・ツー・ドアのデマンド式乗り合いタクシーがあるそうです。おおむね満足なようですが、土日も運行してほしい、町外にも行ってほしいという声もあるそうです。

白子町や長生村では、年齢や家族の制限がありながらも、通院に限っては、長生郡市や大

網白里市の病院や医療機関までの外出支援サービスが行えるようにして、喜ばれているそうです。

どこの町も試行錯誤しながら、少しずつ住民が利用しやすいように工夫しているようでしたので、睦沢町の住民の皆さんの一番の心配というのが、やっぱり病院に行く足がない。睦沢町では病院に限られていて、茂原等にも行きたいしということで、そういうところを心配していたので、医者に行く交通手段というところでは、近隣の自治体のサービスも参考になるかなというふうに思いました。

睦沢町では、必要なときに家の近くまで来て、帰りも送ってもらえるようなデマンド的な乗り合いタクシーを運行する予定はないか、お聞きします。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 担当課より、そこら辺、細かく答弁させていただきます。

○議長（麻生安夫君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 命によりお答えをさせていただきます。

デマンド型の乗り合いタクシーということでございますけれども、バス停まで行くのが大変という声があるということです。

デマンド型の乗り合いタクシーなんですけれども、この乗り合いタクシーの利用方法は、それぞれ自治体によって少しずつ異なるとは思いますが、大枠を申し上げますと、まず利用される方については、事前に利用の登録を行ってもらうこととなります。そして、実際に利用する場合には、利用の日時を予約していただきまして、指定の場所、家に行くときもあると思いますが、指定の場所あるいは自宅までという自治体もあると聞いておりますけれども、そこで乗り合いのタクシーに乗るということになるかと思えます。そして、複数の方との乗り合いでございますので、決められた目的地でタクシーを降りて、そのときに規定の料金を支払うという、こういう手順になるかと思えます。

この乗り合いタクシーについては、一定の利便性は、議員おっしゃるとおりであろうかと思いますが、課題点も多いということで、ご理解をしていただければというふうに思っております。

それはどういうことかといいますと、利用する方にとっては、乗車までにしなければならぬこととして、事前の登録あるいは予約も必要になりますので、なかなか気軽に使えるというものではないということです。また、乗り合いということもあって、路線バスなどとは違って狭い空間での乗り合いになりますので、ほかの方に気を使うということもあろうかと

思います。乗り合いタクシーを導入している自治体も、その多くは利用率が低いような状況であるというふうに聞いております。

また、一般のタクシーとは異なって、町外へのお出かけには向かないということや、目的地が、例えば睦沢でいけば公民館や役場、また町内のスーパーなどといったように限定されてしまうということがございます。これについては、原則として目的地は町内のみ限定されるということがございます。民間の交通関連事業者とか関係する自治体の了解が得られたならば、町外への運行も可能になる場合もあり得ますけれども、民官圧迫という観点から、特に駅や病院への運行は難しいものと、こういうふうに思っております。

これに対して、福祉タクシーですと、町外にお出かけも出来ますし、好きなところで降りることも出来ますので、町としては、この福祉タクシー制度をご利用いただいているような状況でございます。

なお、乗り合いタクシーについては議員も調べてありましたけれども、近隣でも長南町や一宮町、また大多喜町でも運行しているということですが、年間の経費も莫大なもので、かかっている割には利用者はそれほど多くはないということもあるということがございます。

本町には大きな病院や駅がございませんので、町内だけの運行で利用者のニーズに応えることができるのか、乗り合いタクシーが実際に困っている人が望んでいるシステムなのか、その辺を検証していく必要があると思っております。また、ほかの自治体のまねをしたところで、睦沢町のニーズに合うとは限りません。

しかしながら、ほかの自治体、例えば南房総市や館山市では、合同でデマンドタクシーの実証実験をしていると聞いております。その実験結果などもご教示いただいた中で、今後の参考にしていきたいと考えますので、これからも勉強をしていくということで、ご理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 松島和子議員。

○3番（松島和子君） 本当に、町で課題が違うので、なかなかよそのことをばっと持ってこられないと思いますけれども、どの年代でも、車の免許がなければ睦沢町では暮らしていけないとなると、住める人は本当に限られてくると思いますので、今後、乗り合いタクシーも含めた地域公共交通の充実を早急に進めて、考えるほうを進めていただきたいと思います。

それまでの間、要件には合わないかもしれないけれども、福祉タクシーを利用したいとおっしゃる方も多いかと思いますので、福祉タクシーの枠を広げて、できるだけ困る方を減ら

していけるように進めていっていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう  
か。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それこそ、福祉タクシーについては、平成10年から障害者等の移動支援のために事業を実施していました。この利用者や利用できる金額等の要件の変更を随時というか、町民の要望によって変えてきたところでございます。

ちょうど3年半前、私が就任した、先程もちよっとお話をしましたけれども、就任して、上限が1,500円だったところで、一宮の駅に行くのに、一宮商業、中学校で1,500円になっちゃうから降りて歩かなきゃいけない、そんな話まで聞いて、町民の声を素直に聞いた中で、2,000円に増額をしたところでありまして、また、令和5年度中には、75歳以上の独居の高齢者についても、課税の方であっても利用できるようにしたところがございます。

さらには、令和6年度から、福祉有償運送についても利用できるよう、今、事業者と協議を進めているところでありますので、その都度使いやすいうように変えていく。福祉タクシーの拡充をしていくというところでご理解をいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 松島和子議員。

○3番（松島和子君） 3番、子育て支援について、2回目の質問をさせていただきます。

今、睦沢町には、むつつこという子育てサークルがあると聞いています。親子で集まって一緒に遊び合ったり、子育ての話をしたりと、核家族が多い今の時代にとっても大切な役割を果たしていると思います。そのサークルに出ていた補助金が今年度で終わるということですが、今後どのように考えているのか。子育てを大事にする町として今後も支援を続けてほしいと思うのですが、今後はどのように考えているのか、お答えをお願いします。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 担当課より考え方を少しお話しさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（麻生安夫君） 石井福祉課長。

○福祉課長（石井威夫君） 命によりましてご答弁させていただきたいと存じます。

子育てサークルむつつこにつきましては、今年度までの3年間、地域づくり活動支援事業、そちらのほうで補助金のほうを交付して参りました。当該補助金につきましては3年間とい

う期限つきで交付されるものとなってございますので、むつっこにつきましては、補助金については今年度で終了ということになります。

しかしながら、子育てサークルむつっこにつきましては、子育て中の親同士の交流または情報交換、不安の解消やリフレッシュといったことが期待できることから、孤立している親にとって大きな心の支えとなる存在であろうかと思えます。今後も子育て支援の一環として支援すべく、令和6年度当初予算のほうに補助金を計上させていただいておりますので、ご理解くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（麻生安夫君） 松島和子議員。

○3番（松島和子君） いろいろ考えてくださっているということがよく分かりました。よろしく願いいたします。

また、遊び場についても、みどりの広場を活用できることになったということで、大変うれしく思います。暑い夏とか雨の日とか、ちょっと集えるようなお部屋とか、そういうのもまた、児童館と言わずとも、そういうところもまた準備していただければありがたいなというふうに思います。

それでは、防災対策について、2回目の質問をさせていただきます。

先程話した計画はいつ頃からスタートするのでしょうか。教えてください。

○議長（麻生安夫君） 白井総務課長。

○総務課長（白井住三子君） それでは、先程の全体計画等につきましては、区長会のほうで、2月14日に開催されました区長会議で取組の案をお伝えさせていただいております。そして、この後、今月ですけれども、21日に防災会議を予定しておりますので、その会議で全体計画の承認をいただきまして、令和6年度の第1回目の区長会議、例年5月頃に開催しておりますけれども、そのときに全体計画とともに、そこにつながっております個別避難計画の策定についてご説明をさせていただきまして、各地区の自主防災組織を中心に、要支援者の個別避難計画の策定に順次取りかかっていたきたいと考えております。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 松島和子議員。

○3番（松島和子君） 3回目の質問をさせていただきます。

能登半島地震や昨年13号で、日本に住んでいるといつ被災するか分からないという中で、ぜひ有効な避難計画を進めていっていただきたいと思えます。

また、2月4日の訓練のときに、うちは犬がいるから避難所には入れない、車の中で過ごそうかなと言っていたらしゃった方もいました。能登半島地震を見ると、動物がいるとか、感染症が怖いとか、様々な理由で車の中で避難している方がとても多かったように思います。そして、車の方がばらばらに避難していると、支援の物資とかが届きにくいというようなことを考えると、車で避難できるような場所を確保するということがなんかも必要かなと。

また、様々な理由で、例えば障害を持っていたりすると、わあわあするところが苦手だったりとかして、体育館で一斉避難は難しいという方の福祉避難所とか、あと呼吸器なんかつけている人に関しては、電源が切れたときには命に関わるということで、非常時の電源がある避難所とか、様々な個別的事案が出てくると思いますので、そういう点についても今後検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（麻生安夫君） 白井総務課長。

○総務課長（白井住三子君） ただいまのご質問には大きく三つの観点があったかと思えます。

一つ目のペットの避難というところで、同行をする部分でいろいろ支障があるというところもあるかと思うんですけれども、まずペットの避難につきましては、町の地域防災計画において、避難所の開設運営で、ペットとの同行避難に備えてというところのマニュアル等もございます。ただ、そのときにペットにつきましては、飼育者にゲージなどの用意だとか、そういったものもあらかじめ用意をしていただくとか、やっていただくこともありますので、そういうところで、ニーズを見極めながら検討はしていきたいんですが、そういうところで、先程の車にペットを乗せてということも含めて、車での避難というところにつきましては、コロナ禍以降で、国でも避難所の密集を避けるため、あるいはいろいろな事情で分散避難というものが選択肢として挙げられております。

ただ、一方では、車中の避難をするというところではいろいろなまた課題もございまして、避難者の把握が困難になるだとか、情報伝達が難しくなるだとか、健康被害のところではエコミークラス症候群など、そういった懸念もあるわけですけれども、この辺につきまして、内閣府でも、個々の事情により避難所以外で避難する被災者の増加など、避難生活を取り巻く環境が大きく変化していることから、避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会というものを立ち上げて、国のほうも立ち上げております。そして昨年からは、車中泊の避難者への支援も含めてその検討が進められておりますので、今後はそちらの動向も踏まえて、町のほうでも検討して参りたいと考えております。

そして最後に、いろいろな体の状況とかで福祉避難所的な部分が必要な方というところも

お話しありましたけれども、この辺につきましては、町の防災計画に基づいて、現在、町内で3か所の施設と災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定というものを結んでおりますので、必要に応じて協力要請を行いたいと思います。

それぞれの事情を全て福祉避難所で対応ができるのかというところもございませけれども、こういった支援が必要なのかというところを把握する意味でも、今後取り組もうとしております個別避難計画の策定というものが重要になって参りますので、そういったところを、令和6年度、防災会議を踏まえまして進めて参りたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（麻生安夫君） これで、3番、松島和子議員の一般質問を終わります。

ここで、1時まで休憩といたします。

（午後 零時03分）

---

（休憩中議会運営委員会開催）

---

○議長（麻生安夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（麻生安夫君） 先程の休憩時間に議会運営委員会が開催されています。

内容について、田邊明佳委員長から報告願います。

田邊明佳委員長。

○議会運営委員長（田邊明佳君） 議会運営委員会からご報告いたします。

先程の休憩中に、議長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

案件は、発議案第2号 睦沢町議会改革特別委員会の設置についての取扱いについて協議を行いました。

その結果、発議案第2号については、4日の日程第11の後に追加することに決定いたしました。

よろしくご協力のほどお願いいたしまして、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

---

◎日程の追加

○議長（麻生安夫君）　　ここでお諮りいたします。

ただいま報告のありました発議案第2号について、議会運営委員会で決定のとおり、追加日程として4日の日程第11の後に加えることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君）　　異議なしと認めます。

したがって、発議案第2号については、追加日程として4日の日程第11の後に加えることと決定しました。

会議を続けます。

---

◇ 島 貫 孝 君

○議長（麻生安夫君）　　一般質問を行います。

4番、島貫 孝議員の発言を許します。

島貫 孝議員。

○4番（島貫 孝君）　　それでは、通告に従って質問いたします。

まず、朝からSlow for Kids宣言。子どもの教育、ソフト面の話、学校給食など、子どもたちについての話題が、議論が盛り上がることをとても喜ばしく思います。

私からは、小・中学校について一つ質問させていただきます。

小・中学校において、現在、様々な事情により不登校となっている児童・生徒がいると聞いています。個人が特定されない範囲、公表できる範囲で、主な原因は何でしょうか。お答えをお願いします。

○議長（麻生安夫君）　　鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君）　　島貫 孝議員のご質問にお答えいたします。

1、小学校・中学校の不登校について、個人が特定されない公表できる範囲で、主な原因は何かについてですが、まず前提条件をお話ししますが、年間30日以上欠席が長期欠席、いわゆる長欠となり、その内訳に、病欠、経済的理由、不登校、その他があります。不登校は、現在、小学校で4名、中学校で8名おり、不登校の主な原因については、小学校では勉強をしたくない、友人関係をめぐる問題、漠然とした不安などとなっています。中学校では、同じく勉強をしたくない、また漠然とした不安、それから家庭の都合などとなっています。

このように、不登校には様々なケースがあり、理由がはっきりしないことが多く、本人も

理解していないケースも見受けられます。また、不登校は、そうなった原因を解決すれば解消すると考えていることが多いですが、多感な年齢である本人の精神状態は特に複雑で、心の奥底にある原因はほかにある場合もあり、教員を含め周りの人々が寄り添い、時間をかけて丁寧に取り組むことが重要です。

ご質問にあった、公表できる範囲での主な理由について回答させていただきました。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） 島貫 孝議員。

○4番（島貫 孝君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

現在、小学校で4名、中学校で8名とのことですが、お伺いした理由、そのほかにも公表出来ない理由がもしかしたらあるのかもしれませんが。その中で、現在、教育委員会で不登校対策というか、もちろん登校を希望するのを前提として、教育委員会、もちろん学校だけの原因ではないですし、先程町長もおっしゃっていましたが、家庭と子どもとの関係が希薄になっているのかもしれないですし、様々な原因があるのは承知しているんですが、その中でも、現在、教育委員会が行っている登校へ向けた対策などあれば教えてください。

○議長（麻生安夫君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） ご質問の、教育委員会や学校などで、この不登校に対し取組を進めていることはあるかについての回答をさせていただきます。

まず一般的な対応としまして、不登校に陥る多くの児童・生徒は、心に何らかの大きな傷を負っていることが多く、励ましよりも寄り添う存在、先導者よりも伴走者を必要としているケースが多いです。受容、共感、傾聴といったカウンセリングに重点を置き、時間をかけて当人に向き合う必要があります。

昭和の時代に見られたようなやり方、すなわち目先の成果に重点を置いて早期登校の促しなどは、現代においてはあまり通用せず、むしろ悪い方向に向かう傾向が強いと言われております。そのようなことから、本人にじっくりと寄り添い、本人の気持ちの中で登校したい気持ちを芽生えさせる、そういったことが重要だというふうに思います。

そのようなことから、睦沢町の小・中学校では、それぞれの家庭に合わせ、担任による本人や保護者との情報共有として定期的な電話相談や、場合によっては家庭訪問なども行っております。さらに、専門的な知見で相談をしたい場合には、千葉県教育委員会指定の訪問相談担当教員というのがおりますので、こちらのほうの派遣やスクールカウンセラーの紹介、それからスクールソーシャルワーカーの派遣依頼なども行っております。実際に、訪問相談

員が不登校の子どもと面談したりとか、そこの家に行って家庭訪問したりとかというようなこともございました。

それから、睦沢小学校には、児童の居場所づくりとして「ひだまり」という場所を設けて、学校とのつながりをなくさないような取組も行っております。また、教員同士の情報共有や適切な対応を実践するために、生徒指導会議を定期的実施しております。このような取組は行ってありますが、私も教員でしたので、この不登校の問題については現役時代には大変悩んだ記憶がございます。

先程の繰り返しにはなりますけれども、本人に寄り添い、共感し、気持ちを前向きに変えていくためには、やはり多くの関係者とそれから時間が必要であることを申し上げまして、答弁とさせていただきますと思います。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） 島貫 孝議員。

○4番（島貫 孝君） ご回答ありがとうございます。

不登校の理由の中で、友人関係の悩みだったりとかトラブルなども、もしかしたらあるのかもしれないんですが、これは睦沢町の話ではないですけれども、例えばいじめの問題だったりとか、LGBT的なものだったりとか、いろいろあると思うんですけれども、社会の風潮として、仮に加害者と被害者がいるんだったら、今現在の風潮としては、被害者側が学校に行けなくなってしまったりということになる場合が多いと思うんですけれども、それはやっぱりおかしいと思うので、しかるべき対応も、もちろんやってくれているとは思いますが、その辺も念頭に置いて、例えば、これから入学のシーズンですけれども、こういうトラブルがあったらこういう対応を取りますよと、最初から保護者、親に向けて話をしておくというのは必要だと思いますので、その辺もひとつよろしくお願いします。

以上です。

○議長（麻生安夫君） これで、4番、島貫 孝議員の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 田 中 リ エ 君

○議長（麻生安夫君） 次に、1番、田中リエ議員の発言を許します。

田中リエ議員。

○1番（田中リエ君） 皆さん、こんにちは。田中リエでございます。通告に沿って一般質問を行います。

質問は、農業についてです。

睦沢町の農業は、私の周りでも高齢化、後継者不足など農業者には課題が山積されております。町の農業を守っていくには、新規就農者を私は大事にしていくべきだと考えております。町としてはどうお考えになっているのかお伺いしたいと思いますので、ご答弁よろしく申し上げます。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、田中リエ議員の農業についてのご質問にお答えをいたします。

町では、農業従事者の高齢化、担い手不足などが進み、農家戸数や農業従事者のいずれも減少傾向にあることから、地域農業の持続的な発展を図るには、担い手の確保・育成が重要になると考えております。このため、町といたしましても、農業生産法人や大規模農家に限定するのではなく、兼業農家や農業をやりつつ好きなことをする半農半Xなど、多様な人材の受入れを推進しております。

現在、町といたしましても、新規に就農を希望される方には、圃場や居住先のあっせんや支援制度の紹介、また、長生農業事務所と連携して、栽培方法や有害鳥獣等からの防除方法など、相談できる窓口体制が出来ているところでございます。

また、国でも、昨年度に新規就農者育成総合対策を創設するなど、新規就農する方には、条件もありますが、様々な支援メニューを用意しており、その人の経営内容に沿った形でバックアップすることが出来ております。

本町での農業や生活に興味を示し、就農や移住に意欲のある人は非常にありがたいことですので、多様な人材確保に向け、就農しやすい環境整備と、就農後も定着してもらえるように検討していきますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（麻生安夫君） 田中リエ議員。

○1番（田中リエ君） ご答弁ありがとうございます。新規就農者の確保に向けてご努力していることは分かりました。

私の周りも、今後農業を続けていきたいと思っている人はほとんどいない、出来ない現状であります。担い手の確保の問題は町にとっても喫緊の課題であると思います。そして、町が現在進めている地域計画では、大規模農家や営農組織の集約・集積を進めたいような感じも伺いましたが、最近の方々、若者は、地方へ移住し、週末農業を楽しみたいとの声があると聞きます。都会から若者を町にどう呼び込むかが、人口増加にもつながり今後の鍵になると思います。手広く町としても対応をお願いいたします。

2回目の質問ですが、この担い手不足の問題は、農業の問題だけにとどまらず、道路、水路などの草刈り作業にも影響し、町の景観、交通安全面にも関わってくる問題になっています。町は、今後の担い手不足で道路、水路などの草刈り作業が出来なくなっていく状況をどうしていくか伺いたいと思います。

先程、リモコン作業機導入を考えていただいていますということなので、私としてもありがたいことですが、正直、聞いたときに、まだ規約等いろいろ細かい部分も決まっていはいないと思うんですけれども、実際使うとなると、現在、私の周りは30代の方、40代の方、50代の方、主に70代、80代の方がいます。その方たち、70代、80代の方たちに、もし農家の人に使ってくださいということであったなら、実際それを自分たちで使用ができるのか、そういうことも含めて、もうちょっと踏み込んだというか、それこそ5年、10年先を見るのではなくて、もう明日からでも、この1年でも2年でも早い何か対策をどう考えているのかお伺いしたいと思います。ご答弁のほどよろしくお願いします。

○議長（麻生安夫君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ありがとうございます。議員おっしゃる若者の就農については、議員の意見もしっかりと受けた中、対応していきたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

リモコン式の草刈り等々の環境保全については、担当課のほうからお答えさせていただきます。

○議長（麻生安夫君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 次年度の事業で予定していますリモコン式の草刈り機についてでございますけれども、こちらは大変高価なものでございまして、高齢者にも使ってもらえるように講習会的なものを予定しております。それで、使用者にけがとかなないように、保険に入ってもらえるようにも指導していきたいと思っております。まだ実際要綱等出来ている段階ではありませんので、内容については今後精査していきたいと思っております。

以上です。

○議長（麻生安夫君） 田中リエ議員。

○1番（田中リエ君） ご答弁ありがとうございます。

先程も言いましたが、農業の後継者不足など喫緊の課題でありますので、町に適した就農対策の検討のほど、よろしくお願い申し上げます。

一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（麻生安夫君） これで、1番、田中リエ議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

---

◎議案第3号及び議案第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第4、議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について及び日程第5、議案第2号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

（山本書記朗読）

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

白井総務課長。

○総務課長（白井住三子君） 議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和5年人事院勧告、令和5年千葉県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告により、関係する条例の給与及び手当等について一部改正を行うものです。

主な内容としましては、給料月額並びに期末勤勉手当の引上げです。

第1条につきましては、令和5年度における給料月額並びに期末勤勉手当の引上げについてです。人事院勧告によると、給料月額については、国家公務員の給与が民間給与を平均3,869円、0.96%下回っているため、初任給及び若年層に重点を置きながら引上げ改定を行うこととしています。このことから、本町でも国及び県に準じ引上げを行うものです。あわせまして、期末勤勉手当につきましても、民間の支給割合を0.09月分下回っていることから、年間0.10月分、再任用は0.05月分の引上げを行うとしており、本町も同様に改正するものです。

第2条では、一般職と再任用の令和6年度以降の期末勤勉手当の6月期及び12月期の率が均等になるよう改正するものです。

第3条では、特定任期付職員の給料及び期末手当の率の引上げを行うものです。

第4条では、特定任期付職員の令和6年度以降の期末手当の6月期及び12月期の率が均等になるよう改正するものです。

第5条では、会計年度任用職員の勤勉手当について、令和6年度から支給できることとされましたので、一般職の給与条例を準用し、支給できるよう改正するものです。

また、附則で、職員の育児休業に関する条例の一部を改正しており、育児休業中の勤勉手当の支給についても一般職と変わらない運用ができるよう改正するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第2号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和5年人事院勧告及び令和5年千葉県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、期末手当について、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正と同様の改正を行おうとするものです。

内容といたしましては、期末手当の率を年間0.10月分引き上げるものです。

第1条につきましては、本年度の期末手当の率の引上げを行うもので、12月の期末手当において当該手当の率を0.10月分引き上げるものです。

第2条につきましては、来年度の期末手当の率に係るもので、6月期及び12月期の支給割合を均等にし、期末手当の率をそれぞれ2.25月とするものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

まず最初に、議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、質疑のある方はどうぞ。

田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） 人事院勧告ということで、国は民間に合わせてということで、町もそういったところから合わせるということなんですけれども、引き上げるということなんですけれども、国は民間に、物価高も上昇しているし、賃金を上げろと言っておるのですけれども、そういった物価高上昇に合わせたようなものでもあるのでしょうか。

○議長（麻生安夫君） 白井総務課長。

○総務課長（白井住三子君） 質問にお答えいたします。

今回の人事院勧告とかの動きといいますのは、令和4年度分、5年度分に基づくものだと考えられますので、今ここでの物価高に直接ということではないと思います。民間とのところを考慮してということになると思います。

○議長（麻生安夫君） 田邊明佳議員。

○8番（田邊明佳君） こういったところは、民間より先んじて行政が模範を示すべきかなと私は考えるんですけども、そうではないということで、残念です。

以上でございます。

○議長（麻生安夫君） ほかに質疑ありません。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、次に、議案第2号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「討論ありますよ」「議長」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 松島和子議員。

○3番（松島和子君） 3番、松島です。

私は、3号についての一般職の職員の給与に対しては大賛成です。やっぱり給料が上がらなければ経済も発展していかないし、しっかり上げて、元気で働いていただきたいと思うので賛成するんですけども、第2号、特別職に関しては、町民は本当に、先程話したように、物価高に追いつかない、給料や年金で大変な思いをしていて、その上、4月から公民館の利用料が上がったり、国民年金や高齢者医療費も上がる予定になっている中で、特別職の給与を上げるとか、そういうことは町民が納得するだろうかというふうに考えると、私は難しいのではないかなというふうに思います。

特別職は今でも、ほかのところと比べても決して低過ぎるものではないと思うので、特別職の給与や旅費に関する条例の一部改正に対しては反対させていただきます。

○議長（麻生安夫君） 次に、賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで討論を終わります。

お諮りいたします。採決に入ることにご異議ございませんか。

これから採決を行います。

最初に、議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(麻生安夫君) 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 睦沢町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(麻生安夫君) 起立多数です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生安夫君) 日程第6、発議案第1号 睦沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に発議案の一部を朗読させます。

山本書記。

(山本書記朗読)

○議長(麻生安夫君) ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

伊原邦雄議員。

○7番(伊原邦雄君) 発議案第1号 睦沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明いたします。

人事院及び千葉県人事委員会の勧告に準じ、特別職及び一般職の期末手当等が引き上げられることを受けまして、議案第2号と同様に、睦沢町議会議員の期末手当の率を0.1月分引き上げるものです。

第1条については、本年度に係るもので、12月の期末手当において期末手当の率を0.1月分引き上げるものです。

第2条については、来年度に係るもので、6月期及び12月期の支給割合を均等にし、期末手当の率を2.25月とするものです。

よろしくご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げまして、提出者の説明を終わります。

○議長(麻生安夫君) ご苦労さまでした。

採決に入ることにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生安夫君) これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

(「なし」の声あり)

○議長(麻生安夫君) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

松島議員。

○3番(松島和子君) 私は、本来であれば、若い方とかいろいろな方に議員になっていただいて、政治参加していただきたいなというふうに思いますので、本来であればもっと上げてもいいのではないかという気持ちもありますけれども、今の現状の中で、本当に町民の理解が得られるかという、まだまだ議員に対してそういう気持ちにはなっていないような気がします。やっぱり私たちがしっかり働いているというところを見せて、それからではないかというふうに思いますので、現時点では反対させていただきます。

○議長(麻生安夫君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

小川清隆議員。

○5番(小川清隆君) 賛成の討論として私のほうから話させていただきます。

まず、もちろん言ったように、今この状況下で上げるというのはどうかと、これも分かります。しかしながら、我々議員も、今回自分たちの身を削って12名にしたわけですね、14名から。これは住民のほとんどの方々が、多過ぎるんじゃないかというような話があつて、それに伴って我々も身を削ってやったわけです。この中であるにせよ、そういう面では我々もやってきたわけです。

そして、この状況というのは、だからといってこのままの状況でいいとは思っていません。本当はもっと上げてもいいぐらいだと思っているんです。人を削る、報酬を上げる、ここを考えたときに、このものについては人事院の勧告に準じてということですので、これはやるべきだと思います。

以上です。

○議長(麻生安夫君) ほかに討論ありませんか。

(発言する者なし)

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議案第1号 陸沢町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立多数です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第7、議案第9号 令和5年度陸沢町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

（山本書記朗読）

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

本件について、提案理由の説明を求めます。

鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 議案第9号 令和5年度陸沢町一般会計補正予算（第7号）

について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、2億2,299万6,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ42億7,380万2,000円とするものです。

初めに、歳出からご説明いたします。

全体といたしましては、各事業とも年度末に向けての実績見込みあるいは精算に伴い加減いたしました。

主な内容について申し上げます。

2款1項5目財産管理費は、実績見込みにより、庁舎及び改善センターの光熱水費を減額いたしました。電気代の高騰を見込み予算を計上しておりましたが、上昇幅が見込みより少なく推移したことや、国の激変緩和措置による減額です。なお、他の施設の光熱水費も同様に減額をしております。

使用料及び賃借料では、入札によりコピー使用料の単価が下がったことから減額いたしま

した。

積立金の増額は、将来の学校建設に向けた教育施設整備基金への積立てと福祉振興基金への積立て及び健全財政堅持のための財政調整積立基金への積立てが主なものです。また、若者定住促進基金には、リバーサイドタウンの家賃の積立てを行います。

3項1目戸籍住民基本台帳費では、戸籍法の改正に伴い、電算システム改修委託料を増額いたしました。

3款1項3目障害者福祉費は、サービス利用者が増えたことから扶助費について増額いたしました。また、令和4年度の自立支援事業などの精算に伴い、国庫負担金の返還金を追加いたしました。

2項1目児童福祉総務費は、対象者が増えたことにより管外保育委託料を増額いたしました。扶助費では、妊娠等準備金を実績により減額し、子ども医療については不足が見込まれるため増額いたしました。

4款1項1目保健衛生総務費は、医療機関等への支援として物価高騰対策支援金を追加いたしました。

2目予防費は、実績見込みにより各種事業の減額をするとともに、新型コロナウイルスワクチン接種事業においては、個別接種が3月まで延長されたことから増額いたしました。

5款1項3目農業振興費は、有害鳥獣の捕獲見込み頭数の増により、有害鳥獣駆除員報償を増額いたしました。「輝け！ちばの園芸」補助金は、申請がなかったことから皆減いたしました。

4目農地費は、工事請負費で、事業が採択に至らなかったことから大上排水路工事に係る経費を皆減いたしました。また、堆肥の生産量の減少に伴う散布面積の減により、環境保全型農業直接支払補助金を減額いたしました。

7款1項2目地籍調査費は、補助金の交付決定額が要望額に満たなかったことから、事業費の減額を行いました。

9款5項3目公民館費は、町制施行40周年記念事業となるふれあいコンサートの委託料が不足するため、増額いたしました。

10款1項1目道路災害復旧費では、災害査定結果により工事請負費を減額いたしました。

2項1目農地農業用施設災害復旧費についても、災害査定結果による工事請負費の減額を行いました。

次に、歳入について主な内容を申し上げます。

2 款地方譲与税から12款地方交付税及び16款国庫支出金、17款県支出金については、実績見込みによる加減を行いました。

19款寄附金では、ふるさと納税において大型寄附1件分と、台風13号の災害支援寄附分を増額いたしました。なお、大型寄附者の公表は本人の希望により控えさせていただきます。また、企業版ふるさと納税についても、3社からの寄附金を追加いたしました。

20款繰入金は、地方交付税が当初見込みよりも増額となったことから、財政調整積立基金繰入金を減額いたしました。また、各保険事業特別会計繰入金は、実績見込みなどから増額いたしました。

以上が今回の補正に係る概要であります。第3表の繰越明許費は、戸籍住民基本台帳事務では戸籍情報システムの改修業務を、子ども・子育て支援対策事業では子ども・子育て支援事業計画の策定業務を、新型コロナウイルスワクチン接種事業では接種に係る経費などを、交通安全対策事業では上市場関戸線の物件補償を、若者定住型住宅分譲地建設事業では川島グリーントウンの分譲地造成工事などを、及び災害対策事務では千葉県防災行政無線再整備工事に係る負担金について、年度内の事業完了が難しいことから繰越明許費を設定いたしました。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 令和5年度睦沢町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第8、議案第10号 令和5年度陸沢町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

（山本書記朗読）

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

本件について、提案理由の説明を求めます。

小高健康保険課長。

○健康保険課長（小高俊一君） 議案第10号 令和5年度陸沢町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、補正額4,888万2,000円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ10億6,651万円とするものです。

主な内容について、歳出からご説明いたします。

2款保険給付費は、被保険者数の減少に伴い、療養諸費を実績見込みにより減額いたしました。

8款諸支出金は、令和4年度の精算による一般会計繰出金を追加いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。

3款国庫支出金は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報事業及び出産育児一時金が本年度から50万円に引き上げられたことによる補助金を追加いたしました。

4款県支出金は、保険給付費の減額により普通交付金を減額しました。

6款繰入金は、産前産後保険税繰入金を新たに追加し、その他の繰入金につきましては、実績見込みにより加減いたしました。

7款繰越金は、令和4年度からの繰越金を追加いたしました。

8款諸収入は、保険税滞納者からの延滞金及び第三者納付金を追加いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

松島和子議員。

○3番（松島和子君） 延滞金が出ていますが、分かる範囲でよろしいんですけども、どう  
いうことで延滞金になったのかお知らせください。

○議長（麻生安夫君） 秋葉税務住民課長。

○税務住民課長（秋葉秀俊君） 松島議員のご質問にお答えさせていただきます。

どういったことで延滞金になったかということですが、前年度の所得について計  
算して課税するわけですが、その年は収入があっても次の年は収入がなくなる方もいらっし  
ゃったり、そういった関係で滞納となっている方等々でございます。主にでございます。

以上でございます。

○議長（麻生安夫君） ほかに質疑ありますか。

（発言する者なし）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 令和5年度睦沢町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原  
案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第9、議案第11号 令和5年度睦沢町農業集落排水事業特別会計  
補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

（山本書記朗読）

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 議案第11号 令和5年度陸沢町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、令和5年度事業の実績見込みなどから、補正額518万円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ8,588万8,000円といたしました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款分担金及び負担金は、農業集落排水事業に新規加入が1件あったことから増額いたしました。

3款国庫支出金、4款県支出金は、新規合併処理浄化槽の設置基数は当初見込みどおり15基ありますが、その人槽の内訳を実績見込みにより変更したことから、加減いたしました。

6款繰入金は、次年度から本会計を公営企業会計へ移行するに伴い、これまで積み立てた浄化槽維持管理基金を資金移動するために増額いたしました。

7款繰越金は、令和4年度の額の確定により増額いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費は、職員の給与改定による増額、また、公営企業会計システム運用支援業務及び使用料の執行差金等を減額いたしました。

2款農業集落排水事業費は、光熱水費の実績見込みにより減額いたしました。

3款特定地域生活排水処理事業費は、新規合併処理浄化槽の設置に伴う工事費が物価高騰により材料費、人件費が上昇したため、増額いたしました。

5款予備費は、歳入でもご説明したとおり、公営企業会計に基金を資金移動するため、取り崩して歳入で見込んだ額と同額を予備費に計上いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生安夫君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号 令和5年度睦沢町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)については、  
原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(麻生安夫君) 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(麻生安夫君) 日程第10、議案第12号 令和5年度睦沢町介護保険特別会計補正予算  
(第2号)を議題とします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

(山本書記朗読)

○議長(麻生安夫君) ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小高健康保険課長。

○健康保険課長(小高俊一君) 議案第12号 令和5年度睦沢町介護保険特別会計補正予算  
(第2号)について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、補正額1,501万7,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ8億  
8,589万8,000円とするものです。

主な内容について、歳出からご説明いたします。

1 款総務費は、介護報酬の改定に伴うシステム改修費を増額いたしました。

3 款地域支援事業費は、実績見込みから加減いたしました。

4 款基金積立金は、令和4年度からの繰越金の一部を介護保険給付費準備基金に積立てを  
行います。

5 款諸支出金は、令和4年度の精算による一般会計繰出金を追加いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。

3 款国庫支出金から 5 款県支出金及び 8 款 1 項一般会計繰入金は、保険給付費及び地域支援事業費の実績見込みにより、それぞれの負担割合に応じ加減いたしました。

8 款 2 項基金繰入金は、歳出の決算見込みから増額いたしました。

9 款繰越金は、令和 4 年度からの繰越金を追加いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第 12 号 令和 5 年度睦沢町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（麻生安夫君） 日程第 11、議案第 13 号 令和 5 年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

（山本書記朗読）

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小高健康保険課長。

○健康保険課長（小高俊一君） 議案第13号 令和5年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、補正額326万円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ1億2,452万5,000円とするものです。

主な内容について、歳出からご説明いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料及び保険基盤安定負担金の実績見込みにより減額いたしました。

4款諸支出金は、保険料還付金及び令和4年度の精算による一般会計繰出金を追加いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。

1款後期高齢者保険料及び2款繰入金は、実績見込みにより減額いたしました。

3款繰越金は、令和4年度からの繰越金を追加いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（麻生安夫君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号 令和5年度睦沢町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（麻生安夫君） 起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

これで、2時20分まで休憩いたします。

（午後 2時06分）

---

○議長（麻生安夫君） 休憩前に引き続き会議に入ります。

（午後 2時20分）

---

◎議案第14号～議案第18号の一括上程、説明

○議長（麻生安夫君） 日程第12、議案第14号 令和6年度睦沢町一般会計予算から日程第16、議案第18号 令和6年度睦沢町下水道事業会計予算までの5議案を一括議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

（山本書記朗読）

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、令和6年度睦沢町一般会計及び3特別会計並びに下水道事業会計予算のご審議をいただくに当たり、提案理由を申し上げます。

初めに、本年元日に発生した能登半島地震では、多くの方がお亡くなりになりました。また、建物の倒壊や火災などによる住宅等の被害に加え、断水や停電、さらには厳しい寒さにより、避難生活や支援活動にも大きな影響を及ぼしました。

お亡くなりになりました方へのお悔やみを申し上げますとともに、被害を被った方々に対して、一日も早く日常の生活が取り戻せるよう心から祈念いたします。また、自衛隊、消防、警察をはじめボランティアの方など、被災地での人命救助や物資の支援等に携わった多くの方々に対しても、頭が下がる思いであります。

さて、本年の出来事として、前年度、令和5年度は町制施行40周年記念の年として、むつざわふるさとまつりをはじめ多くの記念事業を開催することが出来ました。睦沢町、睦沢町民にとって、健康で笑顔に満ちたすばらしい年であったものと心からお喜び申し上げますとともに、ご協力いただいた多くの皆様に感謝申し上げます。

一方で、9月8日の台風13号の接近による影響では、千葉県下多くの観測地点で観測史上最も多い降雨量を記録し、災害救助法が適用されるなど、住民の生活を脅かすような自然災害が発生いたしました。本町も含め近隣市町村でも家屋の浸水や土砂災害、道路、河川などの公共施設災害等、甚大な被害を受けました。

地震や気候変動による未曾有の災害、また人口減少やコロナとの共生に加え、いつ終わるか分からない紛争などのリスクが増加する中、将来を予測することはますます難しくなっています。

さらに、国からは、地方創生、SDGs、脱炭素、デジタル田園都市などの様々な政策が打ち出され、自治体職員の業務量は右肩上がりに増大する一方で、町の費用負担増による財政状況の厳しさに加え、専門職員の確保も難しくなっている中で、現状の行政サービスを維持することが厳しくなっています。

このような状況ではありますが、令和6年度予算については、今までの新型コロナウイルス感染症による守りから、以前の活気ある睦沢町となるためにも、ウィズコロナ、アフターコロナによる前進に方向を転換し、決算審査における指摘要望事項にも対応しながら、町の目指す将来像、「今も未来も「いろんな笑顔であふれるまち」むつざわ」の実現を目指します。

初めに、決算審査における総務経済常任委員会からの指摘要望事項への対応について申し上げます。

一つ目の「町の税収は微増となったものの不納欠損額は増加傾向にある。税については、町民負担の公平性・公正性の観点からも徴収事務のより一層の工夫と適時かつ適正な事務処理に努められたい。また、ふるさと納税等自主財源の確保については、より一層の創意工夫に取り組まれない」への対応として、徴収事務においては、新規滞納者の発生防止の重要性から、初期末納者に対し早期の催告を行い、まずは自主納付を促すとともに口座振替の利用を勧め、なお未納が続く場合には、徴収強化のためのさらなる催告や生活状況の確認なども行い、法令に基づいた滞納処分を実施し、未納者の抑制を図って参ります。

滞納繰越分の対策では、滞納者の十分な財産調査を行うとともに、生活状況についても把握した上での交渉を重ね、自主納付の習慣化に努めて参ります。また、案件が問題化すると判断した場合には、積極的な滞納処分を実施して参ります。

自主財源の確保として、ふるさと納税については、運用を事業者へ委託してから4年目となりますが、前年度は納税者へのPRを強化したことやポータルサイトの追加などにより、寄附件数及び寄附金額を伸ばすことが出来ました。本年度も、許される範囲の中で創意工夫によるPRの強化を図り、目標とした寄附額8,000万円を目指します。

2点目の「有害鳥獣、特にイノシシの捕獲数が前年に比べ約半数になっており、個体数の増と被害の広がりが懸念されるため、駆除員の育成、駆除の方法や他町村との連携などを再

考され、住民の安全と主要産業である農業を守る対策に努められたい」への対応として、捕獲実績の向上につなげるため、狩猟免許取得に係る助成額の見直しを行い、新たな免許取得者の確保に努めるとともに、新規免許取得者が活動しやすい環境とするため、猟友会と連携した育成指導や制度の見直しを進めていきます。また、他町村との連携については引き続き協議して参ります。住民の安全と農業を守るためには、有害鳥獣対策協議会や有害鳥獣駆除員の協力は必須となりますので、持続可能な体制整備に努めて参ります。

3点目の「防災力の向上は自治体として急務であり、戸別受信機のデジタル化に伴う防災アプリへの移行に関して、利便性は認識するものの住民への周知、理解を図られたい」への対応として、引き続き防災アプリへの移行に向けて周知を行うとともに、戸別受信機の故障等に対する対応を継続して参ります。なお、戸別受信機の有料化については、引き続き検討して参ります。

次に、厚生文教常任委員会からの指摘要望事項であります「国民健康保険税については、コンビニ収納など納付機会を拡大したことにより、収入未済額は昨年より若干改善が認められるものの、不納欠損額は増えている状況である。今後、さらなる収納率の向上に向けた対策に努められたい。また、国保加入者に対しては、保険料値上げの理解が得られるよう、制度についての十分な周知を図られ、効率的・効果的に事務事業の執行を行い、保険事業の安定運営のため努力されたい」への対応として、収納率の向上では、新たな滞納者をつくらないように、まずは現年分の収納率の向上を目指し、法令に基づき適正な滞納処分、差押えも含めた滞納整理を実施して参ります。

保険税では、令和6年度についても税率を改正させていただきましたが、なお不足する財源については、一般会計からの法定外の繰入れが必要となります。法定外繰入れは、被保険者以外の方に負担を求めることになるため、早期に解消・削減を図るべきと考えます。しかしながら、法定外繰入れの早急な解消・削減は、被保険者の保険税負担の急激な増加につながりますので、本町の実情を十分に勘案しながら計画的に行って参ります。

また、中・長期的にはなりますが、保健事業においては、健康課題の解決に向けて早期に治療することを推進し、重篤な疾患への進行を予防して参ります。健診の結果により保健指導が必要な方に対しては、保健師や栄養士等による面接を実施するとともに、各種健康教室や各地区の介護予防教室への積極的な参加を促し、健康な状態が保てるような取組を効率的・効果的に進めて参ります。

続きまして、予算編成に当たって町の財政状況を申し上げます。

財政の健全化を示す健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回り、数値的には健全財政を堅持しております。しかし、各施設の老朽化への対応や、学校建設のための計画的な積立てが必要であり、また、特別会計への繰出金についても増加傾向にあり、依然として厳しい財政状況が続くものと考えております。

以上のことを踏まえ、令和6年度予算編成については、財政の健全化を維持するため、過去に実施した事業の地方債残高や債務負担行為支出額の減少、新たな借入れの抑制に努めるとともに、各課への予算枠配分方式によって予算編成を行いました。

それでは、最初に、議案第14号 令和6年度睦沢町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算の総額は、前年度と比較して1,700万円増額の37億400万円で、前年度比0.46%の増となりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款町税では、人口の減少に加え、昨今の社会情勢から見て住民の所得の増加を期待することは難しいこと、及び税制改正による定額減税を見込み、個人町民税において減額としました。なお、定額減税による個人町民税の減収分については、地方特例交付金により全額国費で補填されます。

固定資産税では、償却資産において太陽光発電設備の新設による増が続いていましたが、近年の実績により増減は少ないと見込みました。

たばこ税では、段階的な増税が行われる予定ですが、これまでの実績から販売数の減少が予想されるため減額を見込みました。

町税全体では、前年度比4.42%減の7億867万9,000円を計上いたしました。

2款地方譲与税から13款交通安全対策特別交付金までは、前年度の決算見込み及び国・県からの情報を基に、それぞれ計上いたしました。

14款分担金及び負担金、15款使用料及び手数料については、前年度に比べ大きな増減はありません。

16款国庫支出金の増額は、令和5年9月8日の台風13号の接近により被災を受けた公共土木施設（道路）及び農業施設（水路）の災害復旧工事に係る国庫負担金や国庫補助金が皆増したことによるものであります。

17款県支出金の増額は、長楽寺川に架かる仲町橋の架け替え事業、予備設計業務に伴う千葉県からの負担金、及び令和7年4月4日に任期満了となる千葉県知事選挙に係る委託金の

皆増によるものであります。

18款財産収入の増額は、若者定住型住宅分譲地、川島グリーンタウンの土地売却収入5区分を見込んだものによるものであります。なお、若者定住型賃貸住宅、リバーサイドタウンについては、引き続き入居者への譲渡を促進して参ります。

19款寄附金は、ふるさと納税において、制度の範囲内での積極的なPR活動を実施することにより、寄附金額の増を見込みました。

20款繰入金の減額は、川島グリーンタウンに充当した若者定住促進基金繰入金の減が主要因であります。

22款諸収入の減額は、総合運動公園体育館のアリーナのつり天井の改修及び照明の改修工事が完了したことによる、スポーツ振興くじ助成金の皆減によるものであります。

23款町債の減額は、災害復旧事業に係る農林水産業債及び土木債の増はあるものの、県防災行政無線再整備工事及び中学校体育館特定天井改修工事の完了に伴う消防債及び教育債の減によるものであります。

次に、歳出については、決算における指摘要望事項への対応項目以外についてご説明をさせていただきます。

第2期睦沢町まち・ひと・しごと創生総合戦略における政策分野、主要施策の実現に向けて予算計上いたしました。

1点目の「健康－暮らしや交流が健康につながるまちづくり－」では、みどりの広場を子どもから高齢者までが自由に使える公園とすることで、多くの人が健康に取り組める環境や交流の機会をつくり、町民の健康な暮らしの実現を目指します。また、オープニングイベントを通じて、みどりの広場の様々な活用方法の周知を図ります。

気候変動適応法の改正による熱中症対策強化の方針が示され、熱中症特別警戒情報を法定化するとともに、発表期間中における暑熱から避暑するための施設、クーリングシェルターの一般開放が位置づけられました。冷房施設を有する施設として、まずは道の駅むつざわつどいの郷を指定暑熱避難施設に指定することで、官民一体による熱中症対策を推進して参ります。

健康教育といたしましては、スマホアプリを活用して、日々の活動量をデータ化し、確認できるタイムリーな健康づくりを推進します。また、健康栄養推進員と連携して減塩むつざわリーフレットを作成するとともに、健康教室や介護予防教室、健診後の保健指導において減塩に関する活動を展開し、正しい食生活への改善を促すことで、疾病の予防や健康の保持

増進に努めます。

2点目の「子育て・教育－健康な成長の循環を生み出すまちぐるみでの子育て・教育の推進－」では、日常的に利用できる子どもの遊び場の不足が課題となっていたことから、みどりの広場を町民などが自由に使える広場とすることで、親と子どもが一緒に気軽に出かけられ、安心して遊ぶことができる環境づくり、子どもの健やかな成長を支援します。

教育委員会では、第2期睦沢町教育大綱や第2期睦沢町教育振興基本計画が最終年度となることから、今までの成果の検証を行うとともに、来期に向けた計画を策定します。

また、児童・生徒の学習環境の充実を図るため、小・中学校において特別教室、理科室がありますが、空調設備の整備を実施するとともに、デジタル教材としてスマイルネクストを導入いたします。

中学生海外交流事業では、生徒によるシンガポールへの海外研修のほか、ビーティセカンダリースクールからのホームステイを受け入れ、国際理解教育の推進を図ります。

また、こども園では、使用済みおむつについて、令和6年度から行政側での処理を行います。

3点目の「しごと－まちのポテンシャルを生かした多様な働き方・まちとの関わり方の創出－」では、インターネットやSNS等での町の魅力や暮らしに関する情報を様々な切り口から発信し、町を応援してもらえるような関係人口の創出につなげます。

むつざわスマートウェルネスタウン・道の駅・つどいの郷では、官民連携による健康をはじめ産業、防災、観光等の様々な分野を推進することで、町の活力の維持向上に努めます。

持続的な産業を推進するため、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した肥料等価格高騰対策支援金及びエネルギー価格高騰緊急対策支援金の交付により、農業者や商工業者の負担軽減を図ります。

また、引き続き企業誘致を推進するとともに、農商工の連携等による地域経済の循環、雇用の拡大に努めます。

4点目の「くらし－町民の豊かな暮らしを支える基盤づくり－」では、人口減少対策として、若者・子育て世代の移住・定住の受皿となる若者定住型分譲地、川島グリーントウンの分譲を開始し、若者の町外への転出を防ぐとともに、若い転入者を呼び込むことで町の活性化につなげます。

また、町道上市場関戸線、通学路について、児童・生徒の安全を確保するため、歩道整備と併せた道路改良工事を実施いたします。

また、橋梁長寿命化計画に基づく橋梁維持工事や、河川改修計画に併せた橋梁架け替え工事の設計に着手し、安全・安心な生活環境の整備に努めます。

社会全体で高齢化が進む中で、共同作業による町道や河川の維持管理が困難となっていることから、ラジコン草刈り機を購入し、各区へ貸し出すことで作業効率の向上を図ります。

災害対策としては、関連団体との連携により自主防災組織の育成に努めて参ります。また、防災教育の一環として、令和5年度から実施している親子防災キャンプへの支援を行います。

その他、国のデジタルDX施策の一環として、令和7年度までに全ての市町村がガバメントクラウドを使用した標準システムを導入して利用できるようになることが義務化されていることから、住民基本台帳などの基幹業務システムを国が示す標準仕様に適合したシステムへと移行するための継続費を設定いたしました。

以上、一般会計予算の概要についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第15号 令和6年度睦沢町国民健康保険特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

国民健康保険制度は、長期的な安定運営を確保していくため、県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことにより、町と共同で運営をしています。被保険者の健康保持増進として、国民健康保険制度の使命とその性格に鑑み、これまでの実績を基に医療給付費から事業費納付金を推計し、これを賄う保険税を公平かつ適正に賦課徴収するものであります。

本町では、被保険者数が年々減少し、75歳到達による後期高齢者医療への移行、社会保険拡充による喪失者等が増加しており、依然として1人当たりの医療費が高額となっています。令和6年度の予算編成では、現在の税率では財政運営が困難であることから、令和5年第4回議会定例会で承認されている保険税率とともに、一般会計からの法定外の繰入れによる予算編成といたしました。

また、町民一人一人が健康であることが医療費の引下げにつながることから、特定健康診査等の保健事業の実施と併せ、被保険者の健康づくりへの意識高揚に努めるとともに、安定した財政運営に向けて一層の努力をして参ります。

それでは、歳入歳出についてご説明をさせていただきます。

本予算の総額は、前年度と比較して8,623万4,000円減額の10億1,406万7,000円で、前年度比7.84%の減となりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1 款国民健康保険税は、75歳到達による後期高齢者への移行と社会保険拡充による被保険者の減により税率を見直しましたが、前年度比5.79%減の1億7,231万7,000円を計上いたしました。

4 款県支出金は、保険給付費及び保健事業費に充当され、同じく被保険者数の減に伴い、保険給付費の減及び特別交付金も減となることから、減額をいたしました。

6 款繰入金は、国保会計の安定した運営のため、一般会計からの法定外繰入金として3,000万円を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1 款総務費は、国民健康保険事業の運営に係る経費として、人件費、徴収費、運営協議会費等を計上いたしました。

2 款保険給付費は、療養諸費、療養費に係る過去2年分の医療費の伸び率と被保険者数の推移を見込み、減額をいたしました。

3 款国民健康保険事業費納付金は、県全体の保険給付費を市町村ごとの被保険者数及び所得水準、医療費水準を基に県が算定した額を納付するものであり、1人当たりの事業費給付金が増となりますが、被保険者数が減となる見込みであるため、減額をいたしました。

4 款保健事業費は、特定健康診査の受診率向上対策として、AIによる受診勧奨事業を引き続き実施するとともに、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図ります。また、各種健康教室では、生活習慣病予防と高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を踏まえたフレイル予防の取組の充実も図ります。

なお、国の改正法により、令和6年度から退職者医療制度が廃止されることに伴い、共同事業拠出金を廃款といたしました。

今後も先進予防型のまちづくり実現のため、健康保持と疾病の早期発見、早期治療を目指し、医療給付の適正化を図って参ります。

以上、国民健康保険特別会計予算の概要についてご説明を申し上げます。

続きまして、議案第16号 令和6年度睦沢町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

介護保険制度は、要支援あるいは要介護状態になっても、必要なサービスを総合的かつ一体的に提供することにより、その能力に応じて自立した日常生活を必要とする高齢者やその家族を支える制度として定着をしています。サービスが必要となった際の介護給付や予防給付と多様なサービスを展開することにより、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続

けることができるような地域支援事業の現状分析を行いながら、充実させて参ります。

令和6年度は、第9期介護保険事業計画に基づく前年度の決算見込みを勘案した要介護認定者数とサービス利用者数による予算編成をいたしました。

それでは、歳入歳出についてご説明させていただきます。

本予算の総額は、前年度と比較して362万5,000円増額の8億3,319万6,000円で、前年度比0.43%の増となりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款保険料は、本議会定例会において審議いただいておりますが、保険料基準額を引き下げ、国の方針により介護保険制度内の所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、保険料段階を9段階から13段階に見直して見込み、前年度比5.46%減の1億6,268万7,000円を計上しました。

保険料の改正により保険料は減といたしましたが、不足する財源は基金を活用して計上いたしました。

3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金は、介護給付費及び地域支援事業の負担割合に基づき計上をいたしました。

8款繰入金は、介護給付費及び地域支援事業費の負担割合に基づいて計上し、介護給付費準備基金繰入金は、保険料を引き下げたことから昨年度より増額で計上いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

1款総務費は、介護保険事業の運営に係る経費として、人件費、徴収費、認定調査費等を計上し、第9期介護保険事業計画策定業務が終了したことにより、減額で計上いたしました。

2款保険給付費は、要支援・要介護認定者数の推移及び居宅サービス、施設サービス等の動向による給付状況を勘案して、増額で計上いたしました。

3款地域支援事業費は、介護予防として新たに通所型Cサービスを導入することに伴い、事業費及び生活支援コーディネーター1名増員分の経費を増額で計上いたしました。

5款諸支出金は、保険者機能強化推進交付金を一般会計に繰り出して介護予防事業を実施していましたが、令和6年度は地域支援事業の一般財源に充当いたしました。高齢化が進む現在、保健事業と介護予防の一体的実施事業と併せて、地域の中で居場所や役割を持ちながら、高齢者が可能な限り自立した生活が営めるよう取り組んで参ります。

以上、介護保険特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第17号 令和6年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明

を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者が、その負担能力に応じて公平に負担し、医療の給付等に資することを目的とし、千葉県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、保険料の制定や医療費の支払い等、公平な賦課が行われ、高齢者医療を社会全体で支える仕組みであります。

少子高齢化の進展や高度医療の普及、団塊の世代が75歳到達により、医療費の増大とともに現役世代の負担増が見込まれています。保険料率は2年ごとに見直しがされ、令和6年第1回広域連合議会定例会で承認された保険料による予算編成といたしました。

それでは、歳入歳出についてご説明させていただきます。

本予算の総額は、前年度と比較して709万2,000円増額の1億3,487万7,000円で、前年度比5.55%の増となりました。

まず、歳入についてご説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料は、千葉県後期高齢者医療広域連合から示された額を見込み、被保険者数の推移から、保険料全体で前年度比5.29%増の9,769万4,000円を計上いたしました。

2款繰入金は、人件費及び保健事業等の事務費分と保険料軽減補填分の保険基盤安定に係る繰入金を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費は、後期高齢者医療事業の運営に係る経費として、主に人件費及び徴収費を計上いたしました。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から徴収いたします保険料と保険基盤安定負担金を計上いたしました。

3款保健事業費は、被保険者の健康保持増進につなげるため、人間ドック費用の補助を継続して実績見込みから計上いたしました。後期高齢者の保健事業として、長年社会に貢献された高齢者の健康づくりのため、健康診査、健康教育と併せて、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業などと一体的に取り組んで参ります。

以上、後期高齢者医療特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

最後になりますが、議案第18号 令和6年度睦沢町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

令和6年度より、農業集落排水事業特別会計は、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメ

ントの向上をよりの確に行うため、公営企業会計に移行いたします。そのため、前年度とは予算書の様式、勘定科目等も異なり、単純比較が難しいものとなるため、参考資料に官公庁会計で計上した場合の比較表を添付してありますので、併せてご覧いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、予算書の1ページをご覧ください。

第3条に規定している収益的収入の予定額は、久保・北部地区の農業集落排水施設使用料と、昨年度までに特定地域生活排水処理事業により設置した合併処理浄化槽の使用料及び一般会計からの補助金を含め、7,284万1,000円を見込んでおります。

収益的支出の予定額は、農業集落排水処理施設の維持管理費及び合併処理浄化槽436基分の保守点検及び法定検査や汚泥の引き抜き手数料等の維持管理費、減価償却費、企業債の利息償還を合わせ7,284万1,000円を見込んでおります。

続きまして、4条に規定しております資本的収支につきまして、2,635万9,000円を計上しており、主なものは、新規合併処理浄化槽の設置基数をこれまでの実績により見込んだ15基分の受益者負担金及び国・県からの補助金、一般会計からの出資金、企業債等になります。

資本的支出の総額は3,838万5,000円となり、主なものは、新規合併処理浄化槽15基分の工事費及び企業債の元金償還分となります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,202万6,000円につきましては、損益勘定留保資金で補填をいたします。

今後も、生活環境の改善と公衆衛生の向上に努めるとともに、経営のさらなる健全化を推進して参ります。

以上、令和6年度睦沢町下水道事業会計予算の概要についてご説明を申し上げました。

令和6年度一般会計及び3特別会計並びに下水道事業会計予算の提案理由とさせていただきます。

各事務事業の詳細につきましては、機会をいただきましたら、担当課長等からご説明をさせていただきますと存じます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。長くなって大変恐縮でございます。

以上です。

○議長（麻生安夫君） ご苦労さまでございました。

提案理由の説明が終わりました。

ここで、ただいま議題といたしました議案第14号から議案第18号までの5議案の取扱いについてお諮りいたします。

議案第14号から議案第18号までの5議案は、議会運営委員会で決定のとおり、最初に総括質疑を行い、細部の調査については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生安夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号から第18号までの5議案については、最初に総括質疑を行い、細部の調査については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定しました。

次にお諮りいたします。

議案第14号から議案第18号までの5議案に関する審議は、本日はこれにとどめ、総括質疑等は後日の日程にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生安夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号から議案第18号までの5議案に関する総括質疑等は、後日の日程とすることに決定しました。

---

### ◎休会の件

○議長(麻生安夫君) 日程第17、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明日2日、3日は休日のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(麻生安夫君) 異議なしと認めます。

したがって、明日2日から3日までの2日間は休会とすることに決定いたしました。

---

### ◎散会の宣告

○議長(麻生安夫君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月4日月曜日は定刻9時に開会いたしますので、ご参集ください。

本日はこれで散会といたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 3時11分)